

令和2年

第6回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会  
<会議録>

徳之島愛ランド広域連合

第6回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会(名簿)

出席者:○徳之島愛ランド広域連合事務局(3名)

事務局長 保久 幸仁・指導主幹 佐平 勝秀・係長 西 修作

○徳之島愛ランドクリーンセンター(2名)

総括主任 間 藤剛・総括副主任 辰濱 大平

○徳之島三町環境行政主管担当課(3名)

徳之島町住民生活課長 新田 良二

天城町町民生活課長 森田 博二

伊仙町きゅらまち観光課長 久保 修次

○施設整備基本構想策定検討委員(12名)

検討委員長 小原 幸三(学識経験者<元・鹿児島大学教授>)

副委員長 松山 善太郎(広域連合議会推薦)

委 員 徳禮 勝矢(環境専門員)・永井 照久(天城町区長推薦)

清 平二(広域連合議会推薦)・美山 保(伊仙町区長推薦)

富岡 頼常(一廃収集業者推薦)・大沢 章宏(広域連合議会推薦)

山口 史(徳之島町区長推薦)・保岡 達郎(一廃収集業者推薦)

酒匂 源宝(設置地区周辺住民)・権田 和也(設置地区周辺住民)

○オブザーバー(6名)

(株)三水コンサルタント技術員(基本構想策定業務受託事業者)

井上 靖喜・森脇 潔

三菱日立パワーシステムズ・インダストリー(株)(現有設備整備メーカー)

石井 修平・大村 栄治・藤原 由成

○欠席(1名)

川上 光男(一廃収集業者推薦)

(※敬称略)

徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会（第6回）

<最終回>

日時：令和2年3月8日（日）午後1時25分～午後4時30分

場所：徳之島愛ランド広域連合2階会議室

参集範囲：徳之島愛ランド広域連合管理者（徳之島三町長）

施設整備基本構想策定検討委員13名（委員会条例に基づく）

徳之島愛ランド広域連合事務局職員・運転員（総括正・副主任）

徳之島三町環境行政主管課・（株）三水コンサルタント技術員

三菱日立パワーシステムズインダストリー（株）

<会次第>

1 開 会 保久 幸仁 広域連合事務局長（※全体進行）

2 管理者あいさつ 高岡 秀規 広域連合長（徳之島町長）  
大久保 明 同副連合長（伊仙町長）  
森田 弘光 同副連合長（天城町長）

3 委員長あいさつ 小原 幸三 検討委員会委員長

4 報 告

①設置自治体・伊仙町の近況報告について

→伊仙町長より報告（補足説明：伊仙町きゅらまち観光課長）

②徳之島町の方針について

→徳之島町長より報告

5 協議（協議進行：小原 幸三 委員長）

□基本構想策定に係わる取り纏めについて（協議案件）

- ・第6章 ごみ処理の実施に必要な施設整備事項
- ・第7章 ごみ処理施設と連携した地域振興について
- ・第9章 事業実施のスケジュールに関する情報把握
- ・第10章 施設候補地選定

□答申及び検討委員会解散について（小原 幸三 委員長）

6 閉 会 松山 善太郎 検討委員会副委員長

<開会 午後1時25分>

○事務局長(保久 幸仁 君)

皆さん、こんにちは。それでは、会議に入る前に、天城町の川上議員から本日は欠席ということで連絡を頂いておりますので、皆様に報告したいと思います。

それでは、ちょっと定刻より早いんですが、皆さんお揃いということで、ただいまより徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会を始めたいと思います。

それでは、今日は3町長がお見えですので、管理者から挨拶を頂きたいと思います。

それでは、高岡連合長、よろしくお願い致します。

○連合長(高岡 秀規 君)

皆さん、どうもこんにちは。施設整備の基本構想の策定委員会の皆様方には、非常にデリケートな問題、そして多くの課題を抱えながら前へ進めなければいけないという課題に対して、相当な精神的な負担をおかけしたと思いますが、まず、今般の答申を頂くことになりましたことを深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今後は、3町で皆様方の答申を受けて、しっかりと協議をし、地域住民のためのごみの行政というものを進めてまいりたいというふうに思いますので、今後とも御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。お礼の挨拶と致します。どうもありがとうございます。

○事務局長(保久 幸仁 君)

続きまして、大久保副連合長、よろしくお願い致します。

○副連合長(大久保 明 君)

皆さん、こんにちは。小原委員長のもとで、施設整備基本構想策定検討委員会が2年近くにわたりまして行われておりましたが、今日が最終回ということになると思います。

今まで多くの意見が出てまいりました。その間で色んな経緯等は、色々と質問があったら答えていきたいと思いますが、伊仙町としての説明もしていきたいと思いますが、いずれに致しましても、これは島の将来を、どのようにしてごみの分別を徹底していくか、そして減量化を進めていくか、また、新しくリサイクルに力を入れていかなければならない等、色んな課題がありますので、委員の方々に対しましては、特別な判断をし、多くの方々が回答をして頂きまして、大変、色んな専門的な立場、そして先進的な地域の取り組みなどをこの検討委員会の中で述べてもらいました。

小原委員長におかれましては、学術的な立場からダイオキシンの問題、その対応などについても説明をして頂きましたし、何よりもこの職員の方々が心機一転、この野積み問題も解決してきたという大きな前進、結果としてダイオキシン濃度も正常範囲内に抑制できたという現状は、この広域

連合クリーンセンターの大きな前進が、この検討委員会の開催中に行われております。

そういった形で、今後、徳之島のこのクリーンセンターがどういう形になるか、これからまた検討委員会の答申を踏まえて、連合長、副連合長を含めて検討してまいりたいと思いますので、小原委員長におかれましては、この間、本当にすばらしいリーダーシップのもと、まとめて頂いたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○事務局長(保久 幸仁 君)

森田副連合長、よろしくお願ひ致します。

○副連合長(森田 弘光 君)

皆さん、こんにちは。平成30年の7月にこの検討委員会が設置されたわけではありますが、その間、皆様方の色んな角度からの御議論を頂いたということについては、非常に深い敬意を表したいと思います。

また、その間、それぞれ徳之島3町で、「みんなで考えるごみ処理のあした」ということで、徳之島3町でも色んなシンポジウム、セミナー等も開かれたわけではありますが、そういうなかで、徳之島の皆さん方が、自分たちのごみということについて相当深く考えるようになった、そういった大きな契機にもなったのではないかなというふうに考えているところでもあります。

また、これを契機に、これからの徳之島、世界自然遺産の島ということになるかと思いますが、そういうなかで、明日を担う子供たちのために、どのような徳之島であるべきか、そのなかで、ごみはどのような位置づけをすべきかということをみんなでしっかり考える、そういった契機になったというふうに思っております。今日で6回目になるんでしょうか、皆様方の本当に真摯な御意見等については敬意を表して、御挨拶にかえたいと思います。ありがとうございました。

○事務局長(保久 幸仁 君)

続きまして、委員長挨拶と致しまして、小原検討委員会委員長、よろしくお願ひ致します。

○検討委員長(小原 幸三 君)

どうも皆様、この休日の日に出てきて頂いて、本当にありがとうございます。

本当にあっという間に時間が過ぎてしまいました。この約2年弱の間に、このきゅら島のごみという概念を本当にみんなで考える機会を頂いたと思います。今日が最終回になりますけれども、実は、この検討委員会としては最後なんですけれども、これからは実務として、この新しい施設を造っていくのに向けていく、そのスタートでもあります。だから、1つの施設を造っていくのには、みんながまとまる必要があります。このまとまる力をどうか、この検討委員会の中の御議論の中から生み出して頂いて、次の世代にきちんとしたものを引き渡していくと、これがこの委員の皆様から、これまで

何回も頂いた、こういう方向でもあります。そういったものを踏まえて、今日のこの報告がこれからの大きな一歩になるように願っております。今日はよろしくお願い致します。

○事務局長(保久 幸仁 君)

続きまして、報告に移りたいと思います。

この後の進行は、小原委員長より、よろしくお願い致します。

○検討委員長(小原 幸三 君)

それでは、今日の議事次第に従って進めさせて頂きたいと思います。

まず報告としては、2点上がっております。最初に、①として、別紙記載、伊仙町の近況報告についてということで、伊仙町よりの報告ですが、きゅらまち観光課でお願いします。

○伊仙町きゅらまち観光課課長(久保 修次 君)

皆さん、こんにちは。伊仙町役場きゅらまち観光課の久保と申します。よろしくお願い致します。

座って説明させて頂きます。令和2年2月25日火曜日に午後6時から、伊仙町中央公民館2階ホールにて、令和元年度第2回伊仙町ごみ処理施設合意形成推進協議会を開催しております。

内容につきましては、開会がありまして、開会の挨拶を小原会長にして頂きました。

出欠の確認としまして、委員14名出席の欠席者4名、委任状が2名頂いておりました。

よって、協議会規則第9条第2項により協議会は成立しました。続きまして、委嘱状の交付を伊仙町長より頂き、経緯の説明、出席者の樺田委員、窪田委員、欠席ではありましたが、幸山委員、溝口委員の委嘱を解くという委嘱状を交付しております。あと、新任委員への委嘱状の交付としまして、東目手久集落より井上委員、當委員、東田委員、宮永委員の委嘱状の交付をしております。

続きまして、協議事項に移りまして、クリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会の進捗状況の報告と、あとダイオキシン類測定結果について、広域連合より報告を致しました。

協議事項2の目手久地区の住民説明会について、担当課より報告致しました。

協議事項3、地域振興策の取り組みについて、これも担当課より報告しております。

協議事項4、ごみ処理施設合意形成推進協議会規則の改正として、担当課より第4条の目的について、第5条、合理形成について、第6条、協議会の委員について説明し、協議をして頂きました。

協議事項第5の公害防止協定について、現担当課より説明を致し、協議をしております。

以上であります。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございます。伊仙町の合意形成のそういったものに、町内できちんと議論されていると

いうことで、今日は協議が実は課題となります。報告は報告として終わらせて頂いて、個別に何か疑義がある場合には、直接担当にお聞き頂くようお願い致します。

それでは、②徳之島町の方針についてということで、徳之島町長、お願い致します。

○連合長(高岡 秀規 君)

まず、徳之島町の方針ということですが、まずは減量化、特に生ごみについては、堆肥化を去年ぐらいから試験研究をしております、全体的にリサイクル率を上げるために、まずできることからスタートしようということで、生ごみの堆肥化を今研究しているところであります。

今後の徳之島町と致しましては、伊仙町の報告、そしてまた、天城町の報告をしっかりと受け止めながら、3町で方向性を話し合うなかで、議論のなかで決めていきたいというふうに思いますし、最優先されるべきは地域住民の環境問題、そしてまた、リサイクル率を上げるということを念頭に置きながら、しっかりとごみ行政のあり方を前向きに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございます。今この報告で、徳之島町からリサイクルという1つの領域を、ごみ処理のなかの1つの部分を重点的に進めているという御回答を頂いております。

この3町が、ちょうどこの場で、それぞれがごみ処理に向かって意思を示して頂いた、積極的取り組み、そういうことを示して頂いたということが、これからのベースになると思います。

どこかがやるんじゃなくて、みんなでやっていくという、その姿勢が示されたと思います。

3町の町長さんがリーダーシップを取って頂いて感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今日の本題の協議に移らせて頂きたいと思います。今日は、前回の基本構想策定案について、この6、7、9、10章というのが実際残っています。特に、第10章というのは重要な課題のところでもあります。今後、この順番ではなくて、協議を非常にスムーズに進めるために、ちょっと順番を変えさせて頂きたいと思います。そこの案について、事務局で御説明をお願い致します。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

お疲れさまです。徳之島愛ランドクリーンセンター庶務担当します佐平と言います。

よろしく申し上げます。まず、資料の確認からお願い致します。事前に郵送させて頂いた会次第を含めました横書きの会議資料と、本日第10章の施設候補地の選定というところを抜粋した資料が1つ、そして12月16日付で通知されました、天城町の森田町長のお名前で出された方針と伊仙町、徳之島町の3枚を1綴りにしたものが1部、あとA3判の資料が1部です。

A3判の資料におきましては、前回、第5回検討委員会において、各委員より頂いた修正箇所等がありましたので、そちらを正誤表ということでお示してあります。これについての詳細な説明は

時間の都合上割愛致しますが、また後ほど御確認頂き、また修正をする箇所については、製本取りまとめにあたっては御連絡、修正をして取りまとめの方に反映させて頂きたいと思っております。

それでは、第6回検討委員会が最終回ということによりまして、前回の検討委員会において御提案させて頂いた基本構想案の取りまとめに向けて、残りの検討事項を本日举行してまいります。

早速ですが、残りの協議内容について御説明させて頂きます。

まず、御案内で申し上げましたとおり、第6章、ごみ処理の実施に必要な施設整備事項、第7章、ごみ処理施設と連携した地域振興について、第9章、事業実施のスケジュールに関する情報把握、第10章、施設候補地選定、以上4件について協議を行って頂き、締めくくって頂く形となります。

次に、協議の進行にあたって、まず、事業実施に係る第10章、施設候補地選定に関する協議を先行して行って頂きます。また、この協議においては、施設候補地の選定基準の協議を踏まえつつ、第9章、事業実施のスケジュールに関する情報把握で示された4パターンのスケジュールと照らし合わせて行うことで、施設整備に至るまでの各種工程と時間軸を御理解頂きやすいかと思しますので、御参考にして頂ければと思います。

協議の詳細についてですが、施設候補地選定にあたって、冒頭に示して頂いた徳之島町の方針も踏まえた上で、候補地として事実上方針を示して頂いた天城町、伊仙町の両自治体における候補地選定に向けた一般的な手順について御説明をさせて頂きます。

この度の検討委員会においては、同検討委員会の設置条例の第2条の(2)による所掌事務の中の候補地の選定まで付託されておりますので、候補地の絞り込み及び決定にあたっての手段については、今回御説明させて頂きます。一般的な手順を御参考として頂き、皆様で御検討頂ければと思います。

次に、第7章、ごみ処理施設と連携した地域振興について御説明させて頂きます。

この文章については、第10章の施設候補地選定において上げられた条件等に付加するものがあります。これについては、徳之島3町において共有すべき事項として捉えております。

特に今後の施設整備にあたっては、リサイクル率の目標値の設定を後段で協議しますが、その設定された目標値を達成して頂く条件での施設整備となります。

そのなかで、地域資源の活用等を遺憾なく発揮して頂くため、学識経験者の小原委員長及び環境専門委員の徳禮委員より、検討委員の皆様と知見と共有させて頂ければと存じます。

最後に、第6章、ごみ処理の実施に必要な施設整備事項の協議を行って頂きます。

これについては、前回の検討委員会で御説明申し上げたとおり、主にハードの整備に係る項目が記載されております。前回において、整備方法の比較検討は行っておりますが、前段の第7章にあるリサイクル率の目標設定など、検討委員会において特に重点項目であると考えております。

主に徳之島3町による今後のごみの減量化、再資源化目標の設定、整備方針の比較検討、最終処分場に係る情報の把握など、委員各位において積極的な御意見や御提案を頂きたいと思致します。

以上が協議内容と確認内容の総括説明であります。その後、順次、協議事項に基づいて詳細説明をしますので、1度、委員長にお返しします。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今日のこの議題のなかで、最初に少し補足して申し上げておきたいと思うのは、この施設候補地の設定では、ここの中の議論、あるいは地域の議論として、結構議論が紛糾した部分であります。

それで、大きな考え方として、新しく造るということ、それから今の施設を基幹改良という形で改良して使っていくということが言われていました。実際にそれをラインに乗せる、つまり環境省の補助事業を獲得しながらやっていこうという方法をやっていくなかで、実はこの2つとも必要であるというのが、この環境省、あるいは県とのやりとりの中で出てきます。

それはどうしてかという、今ある施設がどんな状況にあるのかということの説明しなきゃならないという説明責任があるわけですね。それがどんな状況で運転され、どんな問題を持っているかということ、きちっと計画という形で出さなきゃいけないんです。

ちょっと苦しい立場に立ったのが、この2つを並行で同時に出すということができないということです。ここが、今日の議論のなかで、きちっと最初に認識しておいて頂きたいところです。

だから、並行で2つはあり得ないということです。あなたたちは、どっちをしたいんですかということ、環境省は聞いてくるわけです。

だから、これらのところで、徳之島で検討した結果、最終的には候補地というのは、1つに持っていかなきゃいけないんです。でも、それは今すぐやることではなくて、どういう手順を踏んでいくかというのが、事務局含めて議論してきたなかで、段々限られてきたことです。

だから、時間は十分あります。ただ、十分あるとはいっても、どこまであるかという、徳之島のごみ処理の最終処理施設が満杯になる時間ですね。それがどう見ても最後なんです。

だから、それまでには必ず新しいのができるというのを、2番目の確認事項として頭に置いておいて欲しいと思います。

だから、この検討委員会が責任を持つということは、徳之島のごみ処理が破綻しないということについては、我々責任があると思います。検討した者としての責任があると思います。

それが、およそ12年ぐらいだということですね。この12年の間にどんな手順をして、最終的にどうしなきゃいけないかということ。実は、どの道を通っても、施設を新しくしなきゃいけないんです。基幹改良ということをやったとしても、それはある一定の期間であって、その次は、また新しいのが出てこないかんです。そういうふうに考えてください。

だから、2つの案が競い合うのではなくて、2つの案をうまく組み合わせる戦略を練っていかなくちゃいけないというのが、これは第3番目の確認事項です。予めこのことは申し上げておきます。

それで、今、基幹改良とか、延命化とか、色んな言葉があったんですけども、基本的には、今あるこの設備というのは、自分たちの財産だ。財産を効果的に使っていくということが、このコストと

ということに対して責任を持っているということです。だから、その責任を持っているというのは、2つの案をきちんと検討して、評価して、答えはこれですということを出さなきゃいけないということです。

最後に、確認事項として、じゃあ答えを出す、何に基づいて出すかということですね。

一番の鍵はコストです。実はそのコストだけで良いかという、そうじゃなくて、先ほど申し上げた12年という時間軸もあります。だから、この時間内でコストを考えて出していくという、その中で答えはこれですという、答えは1つしか出てこないという状態になってきます。

でも、今日の議論のなかで、早急に結論を出そうというふうに考えないで頂きたいと思います。

時間は、今日スケジュールできちっと御説明すると思いますけど、十分に時間があります。

要は、今日御確認して頂いて、御承認頂きたいのは、こういう手続で決めていきますよというところが、検討委員会の最終的な重要な決定事項になろうかと思えます。

場所を決定するのは当然できません。こんな考え方でいきますよという議論を今日はさせて頂くということになります。

それでは、事務局から説明がありましたように、この10章のところを重点的にいきますけど、この10章の部分では、今私が時間軸を申し上げたんですけど、これがスケジュールという形で関わってきます。だから、候補地の選定の進み方とスケジュールというもののリンクした形で、中身を御説明させて頂きたいと思います。ちょっとその前に、今日のこの10の候補地選定という資料がございます。どんなこと書いているかというところで御説明を先にさせていただきます。

私でして頂きたいと思うのは、1番目のところですけど、この85ページ、2)というところがあります。

施設候補地ということで、ここは、先ほどの報告にもありました状況なんですけれども、わかりますか、資料。85ページという、今日の資料ですね。わかりますか。85ページをお開きください。

ちょっと何ページかありますけどですね。大丈夫ですか。3)では、1、選定時の前提条件として考えなきゃいけないことが述べられています。ここも大事な項目でございます。

それで、めくって頂いて4、88ページ、ここが実は今日の中で一番ポイントになるところです。

この候補地決定までの一般的な手順ということで書いてあるんですけど、これは、この資料作成のときの内容なんですけど、その後、色々検討という、もっと具体的に、この右側の部分について、この段取り、ここに当てはめたところまで今きています。

そのことについては、事務局で詳しく説明させていただきますので、今日はこの協議のなかで、4)候補地を決定するというのは、絶対せないかんことですから、それをどんな手順でやっていくかというのを議論して頂きますので、ここの部分が最重要な部分だというふうにお考えください。

残りが5で、開示であったり、それから、あと6番ですね、これは建設用地の取得及び選定に係わる補足として出ておりますけれども、ここの中で大事な項目が丸としてずっと書いてあります。

その4の後に、この6の重要な公表するということもありますので、ここは検討委員会としてはきちっと議論しておく必要があるところでもあります。ここら辺りを重点的に御議論頂きたいというふうに考えております。それでは、事務局でこの案について御説明をお願いします。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

検討委員長より今御説明させていただいたことに対して、事務局より御説明申し上げます。

施設候補地選定におきましては、皆さんも御承知のとおり、候補地の選定に至っては慎重に慎重を期す必要があります。また、それに裏づけとなる関係法令等もあります。

そして、一般の自治体においてのその手順例もございます。あと県の見解もございますので、先ほど言われていましたとおり、この基本構想の取りまとめに当たって、これまで2年間は、この徳之島島内において皆様でどのような形の廃棄物処理のあり方が適しているかとか、あと施設整備をどういう方向でやっていこうかという取りまとめを今回まで致しましたが、本日の取りまとめを行った後には、徳之島全体で施設整備に当たっての事業申請に向けての連携が必要だということでありませ

す。そのためには、最終的に環境省の承認を頂かないといけませんので、そこら辺を含めて御説明をお聞き頂ければと思います。まず、81ページには、10章の立地候補地選定の位置、立地規制の共有と位置選定にかかわる背景についてということで書いております。

ここだけちょっと読ませて頂きます。ごみ処理施設は、快適な生活を維持する上で欠かせないものであるにも関わらず、2次公害に対する不安を拭い去ることが難しく、一部の住民から迷惑施設とみなされるケースもあり、その建設地の決定に困難を伴うことも少なくない。

しかし、昨今の地球規模での環境資源保全の意識が高まり、住民参加による再生利用を目的とした分別収集の徹底、また効率的な再資源化を可能にする新処理技術の開発等が推進されております。さらに、酸性ガスやダイオキシン類を高度に除去する技術の確立等により、ごみ処理施設は安全で信頼性の高い施設へと改善されてきております。

これらの状況を踏まえ、ごみ処理施設整備事業を進めるに当たって、ごみ処理計画の妥当性や施設の必要性等に関し、積極的な情報公開によって、ごみの排出者である地域住民との合意形成を図っていく必要があります。

地域計画の重要課題の一つであります施設の建設位置の決定については、高性能で安定して稼働する処理技術を採用し、生活環境影響調査、これは俗に言う環境アセスメントですね、を適切に行うことはもとより、住民合意を踏まえて、土地利用規制対策関係法令を満足するものでなければなりません。あわせて、施設にはリサイクルセンターや電力、熱供給基地としての機能を持たせ、地域還元施設として位置づけることにより、地域に受け入れやすいものとして計画することも重要であります。

この章においては、今後は具体的な施設候補地を選定する際に、必要な法的根拠と手段をまとめたものでありますので、十分に御留意されたいと思っております。

それで、以下に2、立地規制に関わる法律ということで、表1におきましては、環境保全関係法令、次のページの表2においては、土地利用関係法令が列記しております。

もちろん徳之島においては、該当する法律と該当しないものもあるかと思っております。

一応、一般的な形で施設選定をするに当たっては、こういった関係法令がそれぞれ2種類ある、表1、表2で書かれているとおり、こういったものに即して、最終的に施設整備が行われていきますということで書いております。

すみません、訂正をお願いします。83ページ、航空法のところがありますけども、そのなかで、航空法の中の適用範囲、本文の中の上から3行目、地表または水面から60センチ以上とありますけども、これメートルの間違いでありますので修正をお願いします。

その下にも、同様に60センチ以上と書かれておりますが、これも60メートルのほうに訂正方、よろしく願い致します。

続いて、84ページお願いします。大きい3は、施設工事と、選定に係わる諸条件ということで、1)現在の立地概要と現況について、皆さん御承知だと思いますけども、改めて御説明します。

現在、徳之島愛ランドクリーンセンターの用地面積は約4万平米であり、既存施設が立地している用地は全て伊仙町の町有地、連合に無償貸し付けをしている状況であります。

既存施設への廃棄物の搬入については、別表1、次のページに書いてありますけども、その路線を主に使用しており、徳之島3町から一般廃棄物、一部事業者分を含むごみが日々搬入されております。また、施設設置地区との連携ということで、既存施設は目手久地区に立地しており、施設の運転稼働に当たって、設置地区を中心に住民説明会が開催され、その中でダイオキシン類等の測定結果の報告などが行われております。

具体的な経緯については、前回までに御説明しておりますので割愛しますが、さらに施設設置地区自治体にある伊仙町においても、令和元年6月に協議会を設置するなどして、既存施設の安定稼働を前提とした話し合いが行われるなど、施設設置地区自治体として重要な役割を担っている現状でございます。

続いて、85ページお願いします。2)施設候補地(自治体)とあります。これについては、先ほど申し上げたとおり、徳之島3町の方針が示されました。

そのなかで、天城町が令和元年12月16日付、伊仙町においては令和2年1月20日付で、施設整備に関する方針、受け入れについての方針が示されております。それについては皆さん御承知のとおりであります。そして、3)ですけども、位置選定時に前提条件として考慮すべき事項ということで細かに書いてありますけども、これについては、一般的な形で、今後施設整備を行うに当たって、該当する候補地が決まりましたら、諸々の記載されている条件を踏まえて施設整備が行われているということでしております。これについては御参考として頂きたいと思います。

88ページのウ)の場外施設の関係までが、一般的な基準として必ず調査をされる項目であります。

4)候補地決定までの一般的な手順例ということですが、これについては、具体的に後ほど御説明しますので、現時点での説明はちょっと飛ばさせていただきます。

続いて、89ページ、5)建設用地における施設配置案につきましては、基本構想における新施設用地の配置案について、現時点で候補自治体によって特定の地区が正式決定されていないこ

とから、今後、候補地自治体において検討し、所定の手続を経て改めて正式に示された後に、具体的な配置案を示すものとする。回答期限についても後ほど御説明を致します。

また、基幹改良を行う場合の建設用地についても、現在地を拠点として、施設の増築等に当たっては隣接地を活用して整備を行い、既存施設との連動性や合理化を図ることが望ましいと考えるのとあります。これについては、当初、連合長から諮問される時点で、そういった形で両論併記をするなかで、そこら辺も踏み込んだ形で記載して頂きたいということで、検討して頂きたいということでお話を頂いておりましたので、これは案として記載させて頂いております。

6)については、全て説明した後に、最終的に、また委員長でお諮り頂きたいと思います。

10章の施設候補地選定については、とりあえず本文については以上ですけれども、これまでのなかで御質問等があれば、また承りたいと思います。その後に、また続きのスケジュールについての御説明をさせていただきます。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今、概略的に、この資料に基づいた説明をして頂いたんですけども、今までの段階で何か御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

先ほど委員長の説明では、最終的な場所の選定は行わないということでしたが、それでよろしいでしょうか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

この場で場所の選定は行う必要はございません。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

今、事務局から説明がありました、今のところ、5)基幹改良を行う場合の建設用地というのがありますが、この基幹改良というのは、今まで大久保町長がずっと主張してきた長寿命化計画に基づく大規模改修という考え方で間違いないでしょうか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

この基幹改良というのは、環境省が用いている基幹改良というのは、この循環型の社会形成事業の中の一つなんです。その意味においては、ここで使われている文言というのは、循環型社会、それに対応した形で、この施設の整備とかいうのを行っていく場合には必要なことになってきます。

だから、大久保町長が言われていたのも、ほぼそれに近いものだと理解しているわけですが

れども、この後、この後ろに書いてあるところ、現在地を拠点として施設の増築等、リサイクル施設の増築等に当たって云々という部分がありまして、この基幹改良の範囲と後半の部分というのは、若干整合しない部分も出てくる可能性があります。だから、ここで基幹改良と使っている場合には、今のこの文言は広い意味で使っているというふうに御理解ください。

大久保町長が言われたのは、多分基幹改良の事業適用の意味で、たくさんの中の一つを使うためには、そこを色々考えないといけないよということを、おっしゃっていたというふうに思いますけれども、ここで使っている部分というのは、基幹というのは、今あるこの施設の主な設備のメインシステム、そこをいじるんですよということですね。だから、実はそれだけではないということです。

今この部分では、そこをもう少し広げた形で捉えざるを得ないというふうに捉えて頂ければいいというふうに思います。

だから、色んな人が同じ文言を使っていますが、それが必ずしも同じではないよということはちょっと気にしておく必要がある。御確認のところでは、この徳之島にとって装置は終了せないかんという状態は確かにある。それで、メインの部分を修理していくのが基幹改良なんですけど、実はそれだけでは島の全体はカバーできないのでというのが、もう一回考えなきゃいけないという部分だったですね。そういう立場になろうかと思います。他にございませんか。

○検討委員(富岡 頼常 君)

今、施設整備候補地の決定をここで必要ないというふうなお話でありましたんですけど、決定は必要なくても意見というのはこうしたほうが、ここが良いんじゃないか、こうしなきゃいけないんじゃないかというのはどうですか、出さなくて良いのか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

それは、今、4)のところをご覧ください。大事なことなんですよ。候補地を決定するというのはせないかんことです、非常に大事なことなんです。88ページですね。

右側に矢印が、ここに実は集約されておりまして、候補地をどんなふうに決定していくか。

候補地の決定までの手順、それをここで議論しています。議論せんといかんです。

一番大事なことを早急にとという状況ではなくて、環境省に色んな計画とか、そういったものを出していく時に、何年ぐらいで、例えば5年ぐらいで決定するとか、そういう段取りになっているようです。

だから、ちょっと時間の余裕がありますので、決定は必要なんですけど、この検討委員会で場所を決定する必要はなくて、候補地は、今この段階では2つ出ていると、そういうふうに御理解ください。

○検討委員(富岡 頼常 君)

わかりますけども、我々、1年間論議してきました。そして、この候補地を天城も出た、伊仙町も出

た。これに対して、我々は中身をずっと見てきて、今この設備がありますよね、これを利用したやり方とか、新しく天城にするという方法が、2つの方法が少しわからない限りは、どうなんでしょうかね。

私はそこら辺、こうして新規であれば新規の方向、天城でいけば新規しかもういけないわけですよ。こっちであれば新規でも、既存改良でも造るというわけですよ。

そういうことであれば、今まで私ども考えてきて、こういう場所をどうするかというと、天城町にもお願いした。したんだけど、今ここでこういうお話ができないということであれば、我々も議会なりで、多分広域連合にも行くわけですよ。そこでしか決定できないということであれば、我々、この検討委員会でも、こういう意見が出たよ、場所的にもここがいい、こうすればこういくんじゃないかとかというふうな意見は、私どもで出してもらわんと、今までやってきた、私は意味がないんじゃないかと思えますね。決定については、我々はできないわけですから、そういうことで、今既存のする、新しくいく、そういう我々もずっと見てきたわけです、聞いているわけですから、それをどういう具合にすれば、少ない予算で立派なまたのができるということなんか、私ども論議させてもらわんと、今聞いてきただけですから。今まで1年間やってきた、目手久のお話も聞いた。出ていけ出ていけというふうな、ダイオキシンが出るから、私ども目手久はだめだという、最初から私もそれだったんですけどね。だから、ダイオキシン対応が、この古い施設ではできないもんだと私は思っていたんです。

しかし、こうしてみると、古い施設でも手を加えてやれば、しっかりできたわけですよ。これですと、目手久地区の皆さんも納得するわけですよ。

私は、天城町議会のこの前、新聞でも見たんですけど、天城町が手を挙げたのに、何で伊仙町が今ごろ云々、わからんという話ちょっとあったもんですから、議会で多分出ていただくわけですよ。

これは、私も同じことです。ダイオキシンが出ていて、伊仙町はもう良いから、ここで降りてくださいと言われれば、出ていくのが当たり前だから、するのが当たり前ですよ。だけど、それを言えないから、伊仙町も私も、隣集落ですけども言ってもらわにやいかんと思うて。

しかし、ダイオキシンがこのようにして、金をかけんで、この古い施設でも安全にできるのであれば、色々そう難しいことを考えなくて、目手久地区の皆さんに御理解を得て、ここでこの立派な施設があるわけですから、この改良なんかすれば、物すごく予算的にも違ってくるわけですよ。

こういった論議を私どもにさせてもらいたいと思って、私ちょっと話させてもらいました。

#### ○検討委員長(小原 幸三 君)

ちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんね。候補地の選定ということをここではしませんよと言ったんですけど、それは、それに関わる議論をしないという意味ではございません。

だから、今の議論で良いんですよ。だから、今例えば3町あって、その3町が協力していこうというのが現時点ですから、これを大事にして、最終的にどうやって決めていくのかというのが大事なポイントだと思います。

今富岡委員がおっしゃったのはまさにそのとおりで、コストという、次世代に対する負担をかけな

いようにしようというのは、みんなが思っていることだと思うんですね。だから、その意味で、今あるものを重視して、活用できるものは活用していくというのは当然だろうと思います。

だから、それで、後で、このところは詳しく議論しますので、一旦、このところはここで収めさせていただきます。

#### ○検討委員(樺田 和也 君)

我々検討委員の所掌事務の(2)に、施設整備に関わる候補地の選定及び事業手段の検討に関することとあるんですね。まさにこのことじゃないですか。選定という文言が入っているわけですから。その上でずっと今までやってきていたと思うんです。今になって、ちょっと委員長の発言、私は不可解なんです、正直申しますと。いわゆるこの3つの1、2、3に基づいて、この条例が制定されて、我々任命されているわけですよね。

それはさておき、天城町と伊仙町という話出ているんですけどね。そもそも3町持ち回りという前提で話はスタートして、いわゆる物議を醸し出すというか、書類が残っている、残っていないというスタートがあって、天城町は、町長自らが各集落を回って、全会一致で受け入れをするという表明をしているわけですよね。それに対して伊仙町は、まだ合意形成もできてないですよね。

これって、僕は、このまま進めて良いのかなと思うんです。だから、わざわざ3町、ここに徳之島町が手を挙げてない、候補地ということできくと挙げてないわけですけど。天城町はそこまで時間を要し、住民を説得した中でやりましょうという計画を、計画というか受け入れ体制を作ったわけですよね。それを伊仙町は、現在のところ2回ですよね、たしか開かれたの、6月からして。

住民に対してのお話って何もまだないです、私は何も聞いてないですよ。これ文章で、議員さんいらっしやいます、清さんいらっしやいますよね。議会でこれは通っている話なんですか。

申しわけないですけど、大久保町長だけの文章じゃないんでしょうか。住民に対しての説明って何もありませんよね。

#### ○検討委員長(小原 幸三 君)

この候補地決定までの一般的な手順というところで議論したいのは、実は今そのところなんです。大事なものは、住民の同意、これがなくて候補地の選定はあり得ないわけでしょう。(「でしょうね」と呼ぶ者あり)

だから、これは今住民の同意を得るといふふうにした時に、実は最終的にここですよということを決めた上で、その地区の人たちの同意を決めていかなきゃいけないわけ。

だから、そのためには、今伊仙町、それから天城町、2つが候補地として協力頂いているわけですけども、まだこれから両方とも行っていかなきゃならないという状況です。どうぞ。

○検討委員(酒匂 源宝 君)

今樺田委員が言っているんですが、15年、その時代のお話であって、それが確実に15年前に変える候補地もないし、それよりも一番大事なものは、今、目手久住民の方たちがどう思っているか、それを重視してもらうのが一番大事であって。

今、目手久の集落が、最初は五、六人で決めて、いかにも目手久の住民全員が天城へ持っていけと言っているみたいな状況だったんですが。実際はそうじゃないです。

ですから、一番大事なものを粗末にして、若者も入れないで、一番これから背負って、この荷物を背負っていくのは若者ですから、30代、40代、20代のあの方たちの声を聞かずに、一部の人間で天城に持っていけ持っていけとやってしまったもんですから、今こういう結果になっているんですが。

実際に今若者は、もう総出で、何で天城に持っていくんだと。コストはどうなるんだと。

その借金を自分たちに担がすのかという今騒ぎになってしまっている。現状が大変な状況に目手久集落でなっているので、そこをしっかりと皆さんで、検討委員の皆さんでも理解をして頂きたいなど。まずは、この施設を造るに至って、どれだけの費用がかかるのか。

天城に持っていったらどうなるのか。今この施設に置いたらどれだけの費用で済むのか、そこが一番大事であって。ダイオキシンのことは、本当に伊仙町は、前も言ったんですが、伊仙で野焼きをしているなかで、ダイオキシンが出たら大変だということで、伊仙にこの施設を造ったんですね、3町で。それを何か悪者みたいに今言っているんですが、本当に3町、町民は助かったと思うんですよ。

だから、そこんとこしっかり謳って、樺田委員も目手久の代表として来ているんだから、目手久の人たちの声をまず大事にしないと、これはいけないんじゃないかなと思うので、とりあえず言わせてもらったんですが、よろしく願います。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今立地している地区の中でも、色々な意見があるというのは当然です。そういう意見をどういうふうにまとめていくかというのが手順です。だから、行政もやっとな積極的に前向きに文書で出して頂いて、こういうふうにしていきますということで伊仙町も動いておりますので、ここを御理解頂きたいと思えます。

だから、文書で出されたもののなかでは、伊仙町は地区の人たちに意向調査をして、その結果に従うとなっておりますので、それが行政としての意思だろうというふうに捉えることはできます。

そこは伊仙町の事情だけですので、今お二方が、あるいはお3人の意見を頂いたんですけども、一番大事なのはここです。住民の同意というのをなくして物事は進まないんです。

これをやるには時間がかかるんですよ。だからこそ、このスケジュールをきちっと、この検討委員会で、これぐらいの時間でここまで行くよというのを決めたいんですね。それが今日の話です。

ちょっと事務局の話がここへきましたので、今後のスケジュールのどこ、そのどこにいきましょう。

○副連合長(森田 弘光 君)

私は委員じゃないんですけど、よろしいですかね。そもそも非常に最初、私は戸惑ったわけなんです。そして、この第5回にも、前回の議事録を見まして、小原先生から、いみじくもこの4ページにあるんですけど、現にある施設の自治体がどういうふうにするかと、これが実は、そもそものこの委員会の発端になっています。この連合議会で議決したこの17年の3月、それから延命化というのが地元への十分な説明が足りないということで、地元の大きな反対があったということがスタートになっているんですということ、小原先生がお話しているんですけど。

私が非常に戸惑いがあったというのは、この部分が、発端の時にもっと熟度を濃くして話し合うというのがスタートだったのではないかなと思っております。そのなかで、持ち回りということが出てきたもんですから、議論が深まっていないなかで、天城町をどうするんだということで、この検討委員会の委員長の公印で天城町に6月まで返事しろと言ってきたもんですから、これ軽々には決められないんだけどどうしようというなかで、議会とか、区長さんたちと相談をして、私たちは進んできたんですけども。これも、今さらこういってもしようがないと思うんですけど、あの時点でもう少しこういったことを真剣に話をして、もっと違う角度から色々な話をし始めて、そのなかで天城町どうするんだというところに来るべきだったのではないかなというふうに思っております。

3月20日といいますと、3月20日で委員長の公印を押して天城町に来るわけですけど、それまで私は、このクリーンセンターなんかということについて、私はその前の12月の27日就任ですから、1回も関わってなくて、いきなり公文書で来たもんですから、非常に戸惑ったところがありまして、両町長に3月26日ですよ、相談して、どうしよう、こういう文書来ましたけど、どうしようという話があったもんですから。

そのなかで私たちは、天城町は、そしてさらに5月に、7月まで返事をしろということで、だめ押しみたいな感じで来たわけですので、いよいよこれは、私たち真剣に取り組まないといけないということで取り組んできたというところでありますので、またその流れだけはみんな確認しながら議論して頂ければというふうに思います。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございます。今、森田町長が言われたとおりです。これが、3町お預かりになっている、3町長から出てくる言葉というのは現状ですよ。でも、ごみ処理の状態も現状もこうなんです。

だから変えなきゃいけないわけですね。それが、今やっどこまで来たというところなんですよ。だから、ちょっと話、少しワンクッション置かせて頂くと、計画ということがキーワードなんですよ。

この行政のごみ処理事業に対しては、そこが実は、できてなかったという大きな反省をしないと先にいかんわけですね。計画があつて準備ができるわけです。だから、実は慌てるというのは、計

画がないから突然くるわけですね。

だから、そこが本当は一番のところ、このスケジュールで、後の議論のなかで、スケジュールで一番目を置いて欲しいのは計画というのです。これの計画を何年で作ってどうしていくというのは、これは絶対やらないかんことなんです。環境省は、それなしで何も認めません。

だから、結構大変です。もう一つのポイントというのは、対住民と行政との関係の中では、これは実は、ここでは区とか、集落という言葉を使っておられますけれども、その地域にある団体なんです。それが実は、法人格を持つというのがありまして、一般的には認定地縁団体というのが集落の行政的な位置づけになる。だけど、多分今、この徳之島3町の中では、その位置づけになっているところは少ないかもしれません。中身は何かというと、規則があるということです。規約があって活動があるということです。それがないと、住民という言葉の裏づけが取れないわけですね。個人になってしまう。だから、そこも一つクリアしなきゃいけない問題でもあるんですね。そんな簡単にはいかないと思います。だから、決めるというところには、住民と行政との関係というのは必要としているんですけど、住民の関係を行政的にきちんとやるためには、認定地縁団体というところのキーワードをクリアする必要があります。難しいことじゃなくて、他のところではやっているのがほとんどです。だけど、ちょっとここでは余り聞きませんね。そこがちょっと大きなポイントにはなろうかと思う。

#### ○検討委員(富岡 頼常 君)

今、天城町長さんから、押しつけられて、もう困って、本当は大変なんだと。我々も最初そうだったんですけどもね。今本当に申しわけないなというふうに思っております。

私、最初に言われましたように、ダイオキシンが、今後解決ができないんじゃないかということで、ここで幾ら延命措置しろと言ったって、目手久集落は聞かないわけですよ。

そういうために、私はそういうお話は、委員さんから出ました、天城町は議会でも皆さん大歓迎しているというふうなお話、誰か、これわかりませんけどもね。今これから、多分ここに造るよなんて、場所設定あたりと、いや、うちでやるよ、伊仙町がここで騒いだんじゃないですか、そういうこと等も私は出てくるんじゃないかなというふうな思いもしますね。(「それはない」と呼ぶ者あり)ないですか。なげりや、もうあれで(「もともと場所もありますから」と呼ぶ者あり)

それと、今、新規に向こう持っていっちゃうと、70億、80億もかかる。ここでもしやれば、40億ぐらいでできるというふうな、金額を私たちも見て、財政的なこと考えたら、どういうふうな住民の皆さんあたりが考えるんだということ、私あるんじゃないかなというふうに思っております。

#### ○検討委員長(小原 幸三 君)

今、具体的な数字等が出てきますけど、この数字の議論というのは、最後に決めていくことになります。だから、ちょっと補足的に言っておきますと、このリサイクルする率を決めないと設計ができません。そうしないと、いつまでも何もできません。それは、住民の人たちがこれでいこうと

いうことを言ってくれないと、決定してくれなと先に行かないということですね。どうぞ。

○検討委員(清 平二 君)

今まで、私たちも色々議論してきたんだけど、この2年3月の29ページ、ごみ焼却施設の現状というところで書いてありますけども、この中で……

○検討委員長(小原 幸三 君)

清委員、今の搔い摘んで短くお願いします。

○検討委員(清 平二 君)

この中で書いてある、これ中をまたじっくりと読んで頂きたいんですけども、老朽化が激しい、ダイオキシンが出ていた、諸々書いてあります。そして、これは施設の改修も維持管理も必要であるということで、徳之島愛ランドクリーンセンター精密機能検査報告書、平成30年3月に出ています、こういう報告書が。それを踏まえて、今ここで新しく造るにしても、最終処分場、あと11年と言っていますけども、平成30年から見たら、もう11年か12年ですけども、あと10年ですよね、満杯になるのが。そういうのも見てみたら、新しく造るのであれば、最終処分場も造らなければいけない、どうしてもここで5年かかると思うんですよ。天城で造って計画していても、伊仙町に残って焼却場造るのが5年。だとしたら5年で、この最終処分場も一杯になるかもわからん。

そういうことを考えてみると、どうせ新しい建設を造るのであれば、リサイクルにしても何にしても造るのであれば、私たち先輩がローテーションで3町はしましようという、こういう合意あったかなかったかわかりませんが、今あったという議事録が出てきたということですので、これを私たちは尊重すべきじゃないでしょうか。

私は、先輩たちのそのローテーションをしっかり守っていかないと、伊仙町目手久に造るとなると、この次、子孫ずっと目手久に責任を持って置くということになると思うんですけども、その辺のところ、目手久集落の方、あるいは隣接、上面縄東西、東部地区の方々が許すのかどうか。

最初、この時にダイオキシンが出て、西目手久だけ騒動したんですけども、これは東目手久、上面縄東西あたり、私は説明会を開くという、連合議会のなかでお願いをしてありましたけども、西目手久だけで開かれたわけです。だから、その辺のところも鑑みて、私たちは17年前のこの話し合いを尊重すべきだと思います。

私たち、この委員もそれを尊重していっていきましょうという立場で、ずっと天城町さんに答えを出してくれということをやってきたわけですので、先輩のそういうのしたのを尊重すべきじゃないでしょうか。私はそう思います。

○検討委員(酒匂 源宝 君)

それはね、清議員、目手久の集落が全部、さっき俺が言うたように、持っていってくれと言ってできるからこうなっているのね。だから、さっき説明した、それを聞いとかん。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ちょっと良いですか。この議論、ちょっとここで、今まで何回かした議論なんですけど、今日が最終ですので、ここでこの議論は委員長権限で収めさせていただきます。

重要なのは、候補地をどうやって決めていくかという手順にありますので、ここで注力して頂きたいと思います。事務局で、今、スケジュールとこの候補地の決定の仕方というのはリンクしています。

それで、もう一つの視点は、環境省に対してのこの島の戦略です。あえて戦略という言葉を使わせて頂きたいんですけど、どういうふうにして、ここの施設を新しく造っていくかということをしなきゃいけない。だから、そのためには、向こう側が何を要求しているかということわかった上で、どんなやり方がとれるかということを出しますので、そこを議論して頂きたいと思います。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

今委員長のお話がありました。また、皆さんの議論がありましたけども、最初に選考、施設選定における手順として、一般的な手順で、先ほど示しました手順に沿って御説明させていただきます。

まず、スケジュールを御説明する前に、報告書の資料の77ページと、あともう一つ、新設候補地の施設候補選定というところで抽出したところの88ページ、これ並行して見て頂きたいと思っています。大丈夫ですかね。

○検討委員長(小原 幸三 君)

報告書の77ページにスケジュールがございます。そこに、その1という案からその4というところまで4種類ございます。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

それと、88ページの4)ですね。それを並行したなかで、検討して協議を進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。説明させていただきます。

まず、スケジュールを御説明する前に、本年1月28日に、検討委員会が2年間行われているなかで、近況報告を逐次県に報告をさせて頂いております。これについては、毎年、循環型社会形成推進交付金の要望額調査ということがありまして、要するに施設整備を行う予定があるかどうかという調査が毎年5月ぐらいを目途に行われております。そのなかで、徳之島愛ランドのクリーンセンターも、どのような形で示していくかということでしたけども、当初、延命化という名のもとに基幹改良を予定しておりましたが、その後、検討委員会の設置に伴って白紙に戻したということも踏

まえまして、県に連絡をするということで今までやってきておりました。

そのなかで、1月28日に鹿児島県環境林務部廃棄物対策課との担当者と直接お話をさせていただきました。その時に、施設整備に関する件をお伺いした件について予め申し添えておきます。

まず県より示されましたのは、現在の徳之島愛ランドクリーンセンターの状況を踏まえたなかで、まず基幹改良事業、いわゆる延命化を行わずして新設を行う場合、環境省に対して新設と基幹改良の比較検討を行ったなかで、どのような判断に至ったかを示す必要があるということでした。

要するにここが、今この話が色々とすったもんだしているのは、現在の施設が築25年未満ということですね。要するに築25年未満の施設は、基幹改良事業の対象にもなり得るということで、新設のみの対象ではないということですね。なので、両方に該当するという趣旨があって、それを比較検討する必要がありますということでした。

特に今言われたように、築25年未満であり、環境省としても、これらに該当する施設において、基幹改良を主とする事業のメニューが存在していますが、それを活用せず新設を行うといった内容は、極端な話、CO<sub>2</sub>の削減、基幹改良事業においても3%削減というのが条件と課されておりますが、もしくはリサイクル率の向上に特化した内容でない限り、採択される可能性はなかなか難しいとの見解でありました。

そのなかで、財源の問題もありました。徳之島はもとより、奄美群島における施設整備補助金の財源についての問題なんですけれども、要するにこの奄美群島内で、同じように施設整備、この廃棄物処理関係で施設整備するところは徳之島だけではないということですね。

奄美群島のなかでも、例えば喜界ですとか、奄美市ですとか、他のところもそれなりに計画は上げていっているところもあったりするんですけども、奄美群島における施設整備補助金の財源については、奄振の計画をベースにして検討されているということで、群島各地で実施されている施設整備等への補助金が年次的に振り分けられますと。

当初計画されている時間軸から変更が生じる可能性もあるということで、要はどういうことかということ、こちらが計画を立てたとしても、他の施設との兼ね合いもありますので、そういったなかで財務省からの補助金の割り振りがあるということで、ここが補助金を要望しても、他の自治体との関係性で、100%補助が単年度でつくかどうかというのは、100%は言い切れませんということであります。

そのなかで、いずれにしても、基幹改良及び新設ともに事業費が多額になりますので、採択を頂くためには、拙速に決めることを優先せず、しっかりと精査したなかで事業の申請を行う必要があるとの見解を頂きました。

実際に皆さんも御承知のとおり、今公共事業においては、かなり補助金申請においてすごく厳しい状況になっております。特に、直近におきましては、台風の関係で千葉県とか、そういったところに対しての財源を優先する、被災地等への財源を優先するというので財務省に言われているという観点から、徳之島だけでなく、他の地域においても、財務省としての財源の確保においては慎重に慎重を期しているということで、仮に補助金申請をするに際しても、しっかりと積算をして、しっ

かりやってくださいということで、県も申し添えられているということを説明されました。

ですので、そこら辺も含めて、これから協議を進めて頂きたいと思っております。

そして、まず事業工程について御説明させていただきます。事業工程については、77ページから4パターン示されていますけども、ここから当初、小原委員長が申し上げたとおり、いかにして環境省に対して、徳之島の理想とする施設整備が実施できるかどうかの計画を出すためのあれですので、そこら辺も含めて御検討頂きたいと思えます。

まず、令和2年度におきましては、地域計画の策定をすることとなっております。

この地域計画の期間については、5カ年計画ということで位置づけておりまして、この計画書は、環境省に提出する計画書であり、詳細は、基本構想の66ページに記載しておりますが、特に今後の施設整備事業の申請を行うためには、この計画書を徳之島愛ランド広域連合と徳之島3町の連名で提出する必要があるがございます。

施設整備を行うために、環境大臣から地域計画の承認を頂くことが条件であり、承認を得た上で、次の補助金を活用した計画策定が行えるものとなっております。

さらに、計画に基づき実務を進めていくなかで、5年後には見直しが必要となりますが、それまでに計画変更、例えば施設整備に関する変更が生じた場合等は、逐次地域計画の見直しを行うことがあります。また、施設整備に至るまでの流れのなかで、各町一般廃棄物処理基本計画を各町作って頂いておりますが、その見直しを整合性を図るために、翌年度に行って頂く必要がありますので、順当にいけば、令和2年度に地域計画を広域連合と3町の連名で作った翌年度、令和3年度に、3町の一般廃棄物処理基本計画のそれに倣って見直しをしていくという形になります。

それまでが条件として付されています。これについては、地域計画については、完全に単独の財源ですので、補助金の回答はしませんので、そこら辺も一応付されております。

続いて、令和3年度ですけども、長寿命化総合計画策定というのを計画させて頂くことを御提案していきたいと思っております。例えばこの計画については、74ページに詳細掲載しておりますけども、今回の施設整備については、冒頭、県の担当者の見解を申し上げたとおり、新設と基幹改良の比較検討として、ライフサイクルコストの比較を行うことが重要であると考えております。

また、新たな施設整備を行うまでの間、現有施設、今の施設を稼働し続けなければいけないということもあり、これらに対する保全計画を策定し、設置地区住民から寄せられている、ダイオキシン類の対策等を効果的に実施する必要もがございます。要は新しく施設整備をするにしても、今の施設は使い続けられないといけない。それに対して、その間もダイオキシンを出してはいけないということで、それに万全を期すということがあります。それに対する計画でございます。

さらに、新施設を整備するためには、これまでの十何年間、ここは運転稼働していました維持補修データ等を取りまとめるなどをし、次期施設整備計画に対して反映する必要もあります。

これまでの反省も生かさないといけませんよということですね。については、今回の長寿命化計画策定の考え方として、概要については、一見見た内容によると、このままここを使い続けるための

準備のための計画ととられがちですが、そういったことではなく、基幹改良を行うことを前提とした期間計画策定という意味ではなく、既存施設の経過措置的な期間における適切な運転稼働と、次期施設整備に資するためのデータ収集、ダイオキシン等を出さないための保全計画の策定を目的とした計画と位置づけたいと考えております。

この長寿命化総合計画については、これについては循環型交付金の対象になりますので、国から3分の1の補助が頂けます。

次に、令和3年度までに、その諸々の計画を策定した後に、令和4年度、地域計画の見直しをさらにさせて頂きたいと考えております。これについては、何の見直しかといいますと、要は今の施設をとりあえず安定的に、安全に使っていきますよというところまで、令和3年度まで国に示した上で、令和4年度、仮に新設に向けて整備をするに当たっては、その旨をこの計画で見直しをして、さらに進めていきたいということで考えております。

令和2年度から3年度までの計画状況を踏まえて、最終的に地域計画の見直しを行う判断して、新設を行う場合は、それに沿った形の措置を改めて進めていくということにしております。

これに対しては、環境省に対して、新設を行うための戦略的なスケジュールとして考えております。とりあえず施設整備の事業を獲るために、補助金を獲るために、色々と策を練らないといけませんということでもあります。

そして、令和5年度においては、新設と決まった場合には、それに伴う施設整備計画というものをもたさらに作らないといけません。この施設整備計画というのは、何なのかというのをちょっと補足で説明させて頂きたいと思っておりますけども、三水さん、この施設整備計画のちょっとした概要を皆さんに御説明頂ければありがたいと思います。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

急いでもらえますかね。資料と違っているでしょう、説明と、これと。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

それに沿って説明させてもらいます。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今の説明のあれで、スケジュールの80ページのところに丸その4というのがあります。

そのなかにも、基幹改良の話と新設のケース3というのが書いてございますけど、ここをご覧になって頂ければと思います。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

これを見ても、地域計画で元年度になっていますので、それを2年度とか、4年度とか。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

元年度じゃなくて、これ1年目、2年目です。

○検討委員長(小原 幸三 君)

だから、この1が令和の2年ですかね。そういうふうに置きかえて頂ければありがたいと思います。お願いします。

○株式会社三水コンサルタント(井上 靖喜 君)

施設整備計画の内容なんですけど、主に新たな施設として、どういった規模と施設の内容をどういったものにするのか。具体的にその施設の条件をここで決めていくという形のものになります。

その計画に基づきまして発注の内容、この準備を行うというための計画ということになります。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

ということで、施設整備をするためには、そういった計画を作らないといけないということで、要するに令和2年から4年までは、着実に計画は作らないといけないということですね、それに沿った形でしております。そして、その後、実際の場所に関する調査が必要となりますが、それについては令和6年度からなります。測量の地質調査ですとか、環境アセス、その諸々が令和6年度以降から予定され、順当にいけば令和6年度からできるものではないかなと思っておりますが、そのスケジュールに沿った形で順次、7年度、8年度、9年度までに至っては設計をしたり、敷地の造成をしたり、その設計ができた暁には建設着工をしていくという形の流れになっております。

これについては、主にそのスケジュール案のその④、80ページの真ん中あたり、ケース3と書いておりますけども、そのケース3に基づいてなります。ですので、今の時点で、一番上の地域計画というところがありますけども、その辺から順次、これのベースのような形で進めていくということで、することが妥当ではないかということで今のところ考えておりますが、あくまでも、これはまた皆さんの協議の上で、その方法でいくのかどうかというのをまた検討して頂ければと思っております。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今ちょっと少し情報が多くてフォローが、確認するのが難しかったかもしれませんが、この今80ページのその④スケジュール案ですね。あれで4つ示されているんですけど、現実的にいけそうなとか、よさそうなというのはこれじゃないかなというのが事務局側の考え方なんです。

国とか、県と折衝をしている段階で完熟ができなかったんです。要するに両方検討するということが必要だ。それで、この検討自体も結構重たいですから、これも事業を獲っていけるものとは違って、そして今後の徳之島のためになる計画を作っていこうというのが今の説明になります。

この今の80ページのところをご覧になった時に、この一番上の基幹改良の流れですと、その下

にもう一つ、新設の流れですが、乗っかっていますね、これが。

これが、途中で切り替えると。切り替える理由は、環境省に対して、検討した結果、新設した方がメリットがある、良いということを説明責任果たせれば、こっちに切り替えられる。

だから、そういう状況が生まれるであろうということを予想しとるわけです。

だから、さっき県との話のなかで、特例的に基幹改良を行わずに新設をやるためには、今の世界情勢の中で、CO<sub>2</sub>削減に十分貢献できるもの、あるいは十分なリサイクル率を行うもの、それについては話が通るよということですね。だから、このリサイクルというのが大きな鍵なんです。

だから、この島で新しくやっていこうという、そういう形でやっていくためには、リサイクルを最終点にしていくことが、この切り替えの中では必要になるということですね。

いかがですか、御意見等。今、皆さんにちょっとお諮りしたいのは、要は、新設に向けてやっていく手順なんですけど、手順ということがスケジュールという形にちょっと置きかわって、それでスケジュールのなかで、現在の施設のことをきちんと評価した上で、そして、さらにもっと良いものを考えていくと。良いものが出たら、そっちに切り替えていくと。良いものとは何かといえば、CO<sub>2</sub>削減に貢献し、かつリサイクル率の高いものというふうに、そういうものだというふうには。

それを住民の皆さんがオーケーだよ、同意してくれれば、そういうふうな切り替えのチャンスを我々はものにすることできるということです。

#### ○検討委員(樺田 和也 君)

今までの事務局のお話を聞きますと、これは各3町でまず取り組む内容が前提になるんじゃないかなと思うんです。いわゆる今、委員長がおっしゃられたように、リサイクルという話になると、ここで幾ら論議、論議と言ったら本当失礼ですけど、論議して、それをやっぱり末端の住民に、こういう方向性で島としてはやっていきますよと。だから、皆さんが協力してくれないと、これができませんよという話を末端の住民に下ろさないで、ここで論議しても多分、方向性は決めても、いわゆる報告書なり数値的なものはまず出てこないと思います。で、方向性は、例えば伊仙町でも、私は資料を見ているんですけど、リサイクル率とか、じゃ、その取り組みは実際何をしているのかと、失礼ですが、私は何も取り組みはなされていないと思います。きゅらまち観光課はここにいらっしゃると思うんですけど、じゃ、何を取り組んで、どれだけリサイクル率が上がったのか。まず、そういうところもきっちり目標を数値化することで、みんなが取り組めるんじゃないかと思うんです。

#### ○検討委員長(小原 幸三 君)

そうですね。今、要するに数値目標、それが出てこないで、物事は確かに前には進みません。

で、それをやっぱり同意をとっていくのは、手続としては必要になります。

事務局で88ページの、今事務局の方で説明をされたんですけど、この手順のところ、候補地の部分に入っているんですけど、こここのところ左側に表があります。右側に矢印の図があります。

この中に、ちょっと今のこっち側のスケジュールで令和何年に何々というようなことを当てはめてみたんです。それをちょっと説明して頂きますので、誠に申しわけないんですけど、この矢印のこの図のところに、事務局が言う年度とか、キーワードをちょっと書き込んで頂けたらありがたいと思います。ちょっと文書作成が間に合いませんでしたので、そこをお願いします。

#### ○指導主幹(佐平 勝秀 君)

88ページの表に基づいて説明させていただきます。その矢印の方向を示しているところを見て頂きたいんですけども、現状に即すと、建設候補地地域のエリア選定決定となっております。

これが、例えば令和元年度と位置づけられれば、天城町、伊仙町がもうエリアが決定したという流れになります。ここまではよろしいでしょうか。

次に、このエリア決定が令和元年度に終わったということを踏まえて、1次選定に入っていきます。

1次選定においては、令和2年度において、天城町、伊仙町両町においてエリア内、エリア内ということは町内での特定の地区を定めて頂きます。現状、天城町、伊仙町それぞれ色んなところでやっておりますが、そこを改めて地区まで限定をして定めて頂きます。

その地区の選定については、各町で、先ほど述べられた関係法令に即した地区を選定して頂いて、最初にその地区住民に対して御説明を一旦して頂く必要がございます。

これからここを、例えば施設整備候補地として調査なり、そういったものの手順を踏んでやっていきますよということの説明です。それは関係自治体、伊仙町、天城町両町でそれぞれして頂きます。で、地区の選定については、これについては、町有地、私有地関係なく、施設整備の候補地になる周辺の住民の地区住民への説明等、予めその調査を進めていくための同意等が必要となります。この同意は、なぜ必要かというのは、ちょっと小原先生、これを説明して頂いてもよろしいですか。

#### ○検討委員長(小原 幸三 君)

先ほどの議論のなかで、この行政、例えばこのごみ処理行政を行うところで、ダイオキシンとかいう、いわゆる公害というキーワードで出てきました。それに対しては、それを防止するのが行政の、もうこれはマスト、しなきゃいけないことです。で、そのことを住民側とやりとりする、協議をする必要があります。それが、一般的には協定という形で成立します。協定というのは契約事項ですから、行政と地区あるいは住民個人じゃないんです。集団としてのそことやりとりする必要があるまして、そのやりとりの仕方としては、今考えられるのは、現在、日本のシステムが取っている間接的な民主主義、この地域とか、そういったところから色んな結論が上がっていった、それを議会でやっていくというやり方ですけど、それができなければ、全く何もできないかということ、そういうわけじゃなくて、直接的に問う。決定する場合、直接選挙的に住民から同意を得る手だてもあります。

だから、本当はきちっと、先ほど言いましたような法的に法人格を持ちよるような集落が理想的な

んですけど、それができない場合には、住民の意向調査あるいは住民の投票という直接的な形ですることになる、協定を結ぶこととなります。

そうなったら、その段階で色々お決めになると思うんですけど、要は、この同意というところは、何をというところの中に、その施設を皆さんが認めるための情報を十分提供しなきゃいけないという義務です。そのなかでは、防止するべきものは、安全安心、そういったようなものを担保する仕方として、同意をとる必要があるということです。同意のとり方は、今言ったように、直接的にやるか、既に法人格を持っているものであれば、そこは間接的に、集落で決めるということも可能なわけです。

そういう意味で、この同意というのは、結構大変な作業ですよということなんです。

それは、だから、どこでも揉めるんだけれども、揉めとったって結論は出ない。

だから、この時間軸というところで、時間軸を越えて行きたいですという声がある意味大事なんです。

#### ○指導主幹(佐平 勝秀 君)

今、小原委員長より頂いた理由に基づいて、自治体と地区に対する公害防止に関する責任の所在を明確に示して頂いたなかで、選定に向けたプロセスを踏んで頂きたいと思います。

要するに、これが1次選定に当たるものとして考えていきたいと思っております、今のが令和2年度です。

そして、2次選定に行くに当たって、1次選定で上がりました場所、天城・伊仙両町から上がってきた特定の場所を、令和3年度に広域連合でリストアップをし、同時に選定委員会を設置することが望ましいと、今考えております。選考委員においては、現時点で公平性の担保と関係法令、また、これらの選定に関して精通されている有識者で組織することが必要ではないかと考えておりますが、そのなかで、そのリストアップされた候補地が施設整備を行うにふさわしい土地であるかを調査するために、一度天城・伊仙で調査するためのルールづくりです。調査仕様書的なものを作って頂くことを、この選定委員会でして頂きたいなと思っております。それが令和3年度です。

その後、令和4年度において、作成された調査仕様書をベースにして、天城・伊仙両町でそれぞれ調査費なるものを予算措置して頂きたいと思っております。その予算措置をして頂いたなかで、事前調査を行って頂いて、その上でこの天城・伊仙が両方を出された地区が、施設整備に当たってふさわしい土地でありますよというのが証明された中で、2次選定に向けた候補地としてリストアップして頂きたいと思っております。

そして、令和5年度においては、2次選定の結果を踏まえたなかで、改めて、要するにほぼ内定している状態です。ここがもう施設整備の該当地として決定していきますから、これから本格的に広域連合主体で事業実施に向けた準備を進めていきますよということ、住民の皆様にお知らせ、御説明をして、改めてそこでも先ほど言われた地区住民との同意を得たなかで、最終的な同意を得た時点で、候補地の決定ということにさせて頂きたいと思っております。

ちなみに、この事業工程で照らし合わせますと、令和6年度に、広域連合としては環境アセスをしないといけないんですけども、環境アセスは広域連合として環境アセスする場合は、もう1地区、もう完全にここで決まっていますよというところを前提で環境アセスしないといけませんので、こういった流れからすると、もう令和5年度までにしっかりとどこだというところの地区を決定しないといけないということになっております。それについて、また、今この手順を踏まえて、皆さんにその方法でいいのかどうかというのを御検討頂きたいと思います。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ただいまの説明で、年度進行とそれから選定の仕方というところは、よろしかったでしょうか。

ちょっと補足すると、この2次選定のところで、事務局で選定委員会という文言が出たんですけども、これは第三者委員会みたいに、島の中ではなくて、島の外の人です。利益が全く関係ない人、利益相反といいますけど、そういうような立場のことを事務局では想定しているということです。

だから、要は、候補地を絞り込んでいくというなかでは、利益の関係がない第三者の人たちがそこを決めていくということを提案しているところです。で、最終的には環境省が、環境アセス等を踏まえて決定していくわけですけど、やっぱりこの奄美の場合だと、ちょっと情報で伺ったあれでは、瀬戸内の事例が、かなり今、世界自然遺産とあれとの関わりで問題になったことが、事務局、そっちへ来てもらいましょうか。その事例から。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

瀬戸内の件は、ちょっと僕も昨日聞いたばかりなので、三菱日立の石井さん、ちょっと知り得る範囲で教えて頂ければと思います。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平 君)

瀬戸内町の件につきましては、もう十数年、もう20年近く前から思うんですけども、私どももプラントメーカーとして見積もり参加ということでやっていた地域で、実際には候補地が決定して、最終的に瀬戸内町からプラントメーカーに発注するというので発注行為まで行って、もうこれから建設工事というような段階に、その用地がアマミノクロウサギの生息地だということが後から発見されて、プロジェクトが頓挫してしまったというようなことで、瀬戸内町のごみ処理計画がまたそこでストップして、再スタートしたというような話が過去に、我々も応札するタイミングのなかであったので、ちょっと広域連合さんに紹介させて頂いたというところがございます。

したがって、そういうことがあると、ここまで5年もかけてやってきたことが、またゼロからスタートするということになるので、そういったことにならないように、他所の自治体さんでも経験しているんですけども、候補地というのは1つに絞らずに、複数あって、最後きちんと最適なものは失敗しないように絞り込んでいくということは、そういう経験からも必要ではないかということで、助言的な形でさ

せて頂いたということでございます。以上です。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございました。ちょうど時期的にも世界自然遺産のそこが決定する年ですから、ばたばたとやって何かあるよりも、十分に状況を見ていった方が良いかなという、そういう情報にもなります。

それから、この環境アセスというのは、何か物理的なそういうものだけでも、環境のところで個々の特殊性でどうも出てくるので、ここはちょっと慎重にやって、何か担保するものも必要かなというのが今の状況でございます。

この4のところで、スケジュール等に係る部分を御説明しているわけですがけれども、いかがでしょうか。今までのところでちょっと御質問等は、よろしいですか。

こちらで確認したいのは、スケジュール案が4つ出ておりますけれども、その4というのを、実は検討委員会としては考えたいなど。それで、このスケジュールの4というのは、要は、環境省の手続方針に沿って、全部基幹改良・設備の部分のところをきちんと整理し、計画を作って、最終的にこのある時期のところに、リサイクルあるいはCO<sub>2</sub>削減というのを十分盛り込んだ形で新設に切り替えてという戦略です。その4という戦略をとりたいという御提案でございます。

そして、具体的には、その候補地を決定していく手続としては、令和元年度に御協力頂いた天城町・伊仙町をベースにして、そこを建設候補地の選定であるという形で1次選定、それから2次選定、3次選定という形で、最終的に令和5年に候補地を決定したいと。

その間で十分な情報把握等を行った上で、それで、最も重要なのが、この住民との関わりのことなんですけど、この資料のなかでは、そこが文言がまだ、同意とかそういうことはきちんと出ておりません。だから、ここはもう少し補足しないといけないんですけれども、その補足をするということを承認頂いた上で、住民同意を踏まえた上で、その2次選定というふうに行くということです。

それと、その住民の同意を得るという時には、規模であったり、方式であったり、そういうものがはっきりしていないと同意を頂けませんから、この令和2年度というのは結構そういう規模とか、処理方式とかというところを、絞り込んでいくという手続も必要になってきます。

だから、そういう意味では、ちょっと忙しいという年でありますけれど、そういう住民同意を重視して行っていくという案であるということを御理解頂ければと思います。(「ちょっと質問してよろしいですか」と呼ぶものあり)はい。

○副連合長(森田 弘光 君)

今、佐平さんから説明がありました。基幹改良にしても、新設にしても補助事業に頼らないという選択はないと、私は思っているんですが、築25年未満の施設については、基幹改良を選択しないで、いきなり新設をするというところは、かなりハードルが高いですよというのが1点あったかと思うんです。そのなかで、今、説明があつて、R1、R2、R3、R5、R6と来るわけですがけれども、この間、

これは新設というスケジュールなんですけど、当然そこには基幹改良というところがまずあるということのなかで、この話があるということで理解してよろしいですか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

そうですね。このスケジュールのその④という、この80ページのところです。それを見て頂ければ、どうも新設だけでは難しいよというのが現実なんです。

だから、80ページのこの案で何を3町でせないかんかちいうと、この現在の施設についての評価なり、状況をちゃんと計画的なことをやっているかという説明責任があるということです。

それを基幹的改良というこういう線に沿ってきちっと行っていくというふうに考えて頂ければいいと思います。この計画等は共通にやっぱり必要になってきますから、そこは無駄にはならないことです。無駄ということではないと思います。ただ、いきなりという、こっちの動きがかなりハードルが高いということです。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

今、その④ですけど、これ並行して進めるわけですか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

まず上の方を、上をやって、次に下に切り替えるというということです。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

お伺いしますが、申請を上げて基幹的な改良をやるということになりました、長寿命化総合計画も作りました。設計図書の発注とか、そこら辺まで行きました。そこら辺からそう簡単に途中から切り替えられるものでしょうか、技術的に。国の役人をそんなに、極端に言えばごまかすことになりませんが、そう簡単にできるものですか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

コメントをお願いします。

○株式会社三水コンサルタント(井上 靖喜 君)

今の連合さんの御説明ですと、この上の基幹的設備改良のスケジュールがあると思いますけど、これの1年目、2年目、2年目まではこのスケジュールで行かざるを得ないというのは、いわゆる現有施設の方が25年未満であるということに対して、新設を実施するためには、その費用対効果と言いますか、ライフサイクルコストの面、比較を事前にやっとなないと、交付金が降りないということになりますので、それを申請を行う上での手続としてやるには、この基幹的設備改良の1年目、2年目、

これをこちらでここまで行かざるを得ないんじゃないかという御説明だと思います。

基幹改良につきまして、それから新設に変えるということにつきましては、その下のスケジュールですか、新設ケース3、これの8年目、ここからスタートという形になると思いますので、基幹改良につきましては、必ずしも、先ほど申しあげましたように、設計図書とか、そこまで作る必要はないのかなと。まず、長寿命化計画で新設が費用対効果があつて好ましいやり方ですよと。

ですから、交付金を頂きたいというような御説明をしようとして、そこまで作らざるを得ないということになるという御説明だと思います。それで、あと切りかえが可能なのかというお話なんですけど、先ほど御説明がありましたように、新計画につきまして随時計画に変更がありましたら、それを届ける旨を随時行うことができますので、そういった変更をかけるのは、問題はないのかなと思います。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

結局、その計画だけ上げて何もしないということに、今の説明では聞こえますけど、でしたら、初めから新設で申請して地域計画を作ったら、それは必ずしもならないということではないでしょう。

危惧されるのは、それが採択になった時にですよ、基幹的設備改良というのは。

採択になった時に、そのまま行かざるを得ないよみたいなことになり兼ねませんか。

そうなると、目手久に15年間ずっと置かんといかんことになりますよ。

○株式会社三水コンサルタント(井上 靖喜 君)

おっしゃるとおり、当初から新設のとおり申請ができれば、それで構わないのかと思います。

ただ、県での見解で言いますと、新設を行う前に、現有施設と改良との費用対効果をはっきりと明示しないと、新設に対して交付金を出すことができないというお話ですから、事前にそれを行うための計画として、長寿命化計画は作らざるを得ないということになるかと思います。

○検討委員長(小原 幸三 君)

だから、土俵に乗るために、まずその計画が要つて、計画ですから、こういう形で計画していつていますと。そのなかで必要なのは、リサイクル率とか、そういう我々が目指すものが、その段階できちっと整って見えていれば、良いです。見えてれば、そっちを主張して、これじゃだめですか、だめですかとしつこくやれるわけです。だから、今のはどっちかという、控えめな流れ、図になっていると思うんですけど。だから、そこはもう島の皆さんがこれで行くぞというふうに、一致団結すれば、そういうのも事務局はやぶさかではないとは、それは思いますけど。どうでしょうか。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

今、松山委員からありました、本来だったら、その時間的なものとか、予算的なものとかを含めて新設でそもそも順当に出していければ、そっちがもちろん早いですし、その方が良いかと思います。

ただ、今言われたような形で新設をしないといけないんですけども、もう一回原点に立ち返ると、今の新設にしても、基幹改良にしても、どちらにしても、ごみの減量化は避けられないです。

新設においても、今の日動19トンそのまま造るわけではないので、それぞれ施設規模を縮小するという前提が皆さんの中にあると思います。それがどれぐらいの規模なのかわかりませんが、それを考えた時に、この施設整備の計画を作っている段階、そして住民への同意と同時に、ごみの減量化に向けたリサイクルだとか、そういった施策、ソフト的なものも同時にしないといけないということ。それが達成しなければ、例えば規模縮小をした時に、それを受け入れるキャパがなければ、それはそれでまた大きな失敗になりますし、仮にまた災害が起きた場合、現状として災害廃棄物計画を作っておりますけども、その受け入れをどうするかとか、そこら辺までしっかりと計画を立ててやっていこうということですので、そこら辺を御承知おき頂きたいな思っております。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

計画はあくまでも計画であって、そのごみの分別収集にしても何にしても、計画するとおりできるわけではないわけです。極端に言えば、作って出せば良いというお話でしょう。

それを作って必ず出さないと。CO<sub>2</sub>の削減とか、リサイクル率とか出したからといって、3年後、4年後、その検証に来るわけじゃないでしょう。だから、そこは書類集めて出せると思います。

○検討委員長(小原 幸三 君)

いや、それは本当にないちいうことはないですよ。

○検討委員(酒匂 源宝 君)

そんなこと言ったら、笑われるよ。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

実際にですね、と殺場もそうですよ。何千頭というのを何百頭で平気でやっているわけですよ。

2億4,000万お金をかけてね。まあ桁は違いますけど、私は、補助事業とは大体そんなもんじやないかと思っているんです。特に、奄振については、実際にリサイクル率が何%になっているか。

分別が何%できているか、誰もそんなものを簡単には測定できないと思います、やっているといえ、やっている。

○検討委員長(小原 幸三 君)

いや、毎年データは毎年出しているんです。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

だから、そのとおりにはないと思いますけどもね。要は、新設を早目にしないと、こんなにまどろっこしいことをやっていたんじゃ、そのまま固定されるんじゃないかなと、そういった懸念がありますよと、この計画では。極端に言えば、基幹的改修で済ませる方法もありますので。

もう、一回だけやってしまったら後に戻れませんよと、そういった話もできないわけじゃないでしょう、この計画で行けば。設計図書まで上げることも可能だから。違いますかね。「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり)

○検討委員長(小原 幸三 君)

どうぞ。

○検討委員(酒匂 源宝 君)

今、松山委員が言っているのは、全然計画性もない。そういうことで進めたら一番困るのは、3町共々困るんですよ。だから、そういうことも考えて、その持っていきたい気持ちはわかるけど、その以前にするべきことをしっかりと、そして、国の指導も受けながら、国を騙すようなそういう騙し討ちをするような、そしてまた後で計画を立てた。はい、できませんでした。

それで、天城町に大変な被害を与えましたと。それを受けるのは、松山委員じゃなくて、森田町長が受けるんですよ。そういうとも考えてよく意見をしてもらわないと。よく考えてください。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ちょっと御意見があれば、時間も大分来たんですけれども、この大事な手順のところについては御承認を頂きたいと思うんですけれども。今これを作る段階で、やっぱり地域と行政のなかで、どういふふうと一緒にやっていくかというのは、やっぱりオープンで見えるようにして行って、住民の同意というのをきちっと入れていくということは絶対必要になってくるわけです。

だから、そういうのを入れた上で手順を、交渉に行って頂きたいと思うんですけれども、何か御意見。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

さっきのこの手順なんですが、先ほどの説明では、候補地の決定まで6年かかりますよね。

6年まで2、3、4、5、6、丸々5年。こんなにかけたんじゃ、どうしようもないんじゃないですかね。

こんなにかけたんじゃ、これで6年。で、申請して造るまで7年か8年です。

その間、これでいきますと、ここを使い続けるということになるんじゃないですか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

4年も5年も使わなきゃいかんですよ。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

ですから、私が言っているのは、もうちょっと早くできないのと。この用地決定までなんで6年もかけるのと。このまま、今、はい、オーケーと言ったら、令和2年、3年、4年、5年、6年というふうに、次これが出る時はスケジュールが書き込まれるんじゃないのと。ひよっとしたら。

そういう具合に、令和6年に候補地の適用になりますという、事務局は言っていますので、それを書き込むのであれば、もうちょっと慎重にしないと。

6年で候補地が決まった。それから設計図書を発注した。で、工事になった。それは十何年かかりますよ。(「ちょっと休憩しましょうよ」と呼ぶ者あり)。

○検討委員長(小原 幸三 君)

そうですね。今、3時半になりましたら、5分でいいですか。じゃ、5分トイレ休憩しましょう。

<休憩 午後3時30分>

<再開 午後3時35分>

○検討委員長(小原 幸三 君)

今出されたのは時間の話です。時間がかかるよという話。で、この部分については、このごみ処理のところは現状として、焼却、リサイクル、最終処分というふうになっています。

今、徳之島が目指そうとしているのはリサイクルの部分なんですけど、で、リサイクルの部分というのは、自分たちで決定すればすぐやれる。だから、やれることをやることで短縮が可能になります。

そこで、色んなものがもっと具体的に見えるはずですから、大きな方針としては、リサイクル重視の新しい施設を考えるとというのは、皆さん御異存ないと思います。

そうした時にやるべきことは、リサイクルを明日からもやるぞという、こういう動きをまずやるということとを前提に、この議論を行って頂きたいと思います。

だから、今の焦点になっているのは、基幹改良に関わるような色んな計画というのは作らないかんという状況なんですけど、それを作りつつ、リサイクルをぐっと前面に進めていけば、早く答えを出せるということです。それが時間軸を縮めるということです。だから、そうすることによって、逆に最終処分場は寿命が延びます。それはまさに、大崎町がやった方式なんです。

だから、そういう意味で、この時間の部分はお考え頂ければと思います。いかがでしょうか。

結構4の部分については御議論頂いたんですけども、今この4の部分で、こういう手順で工事を決定していくということは、これは後々の具体的な連合で進めていく手順にとって非常に大切に

なりますので、こういう進め方で御承認頂けますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○検討委員長(小原 幸三 君)

では、御異議がなかったということで、こういう手順で進めさせていただきます。次は。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

続きまして9、10と終わりましたので、続いて7章に入りたいと思います。

7章については、ごみ処理施設と連携した地域振興策についてですけども、この章については、候補地選定において話を頂いたもので、先ほどからありましたリサイクル率の目標値の設定等であります。それで、地域振興策の内容について、小原委員長並びに徳禮委員から色々と知見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今、リサイクルを重視して、地域振興を含めてやっておられる、大崎町の徳禮委員が来ておられますので、その部分はぜひコメントをお願いしたいと思います。

で、その前に、この地域振興に係る部分を検討委員会で考えて欲しいということの議論のなかで、この地域振興のためには、やっぱり一定の財源が必要になってきます。

この財源の考え方にしても、ごみという焼却してガスにしてしまうものを資源化していくということが1つの理念としてはあるわけです。そうしていくと、経費が浮いてきます。

日置市の久木崎氏が来られた時にも、その点を強調されておられたと思うんですけども。

だから、ごみ処理の部分というのは、資源化ということ、あるいは経費の削減というのが、地域振興にとって可能な部分になってくるんです。そうした時に、それをどういうふうにも、どこで活用していくかということです。それで、そのメリットは誰が受けるべきかという、それが地域振興の考えるベースになるわけです。だから、補助金が落ちてくるという地域振興ではない。

自ら工夫して、地域に返る。そういう資金を作っていくということが、実はここの背景の中にはあります。地域振興として何を地域振興するべきかといった時に、1つは、この島の産業です。

農業という部分があります。で、この農業の部分に貢献できるものということを意識して考えてはいかだらうかということになります。柱は、このごみを活用していくというのには、2つの大きな概念がありまして、このペットボトルを物として見た時のこの物、マテリアルです。

これをリサイクルするやり方と、このごみを燃やしているわけですけど、その燃やした熱エネルギーを活用するというやり方とあります。それで、この燃やし方のところで、ここの施設では熱回収という形で温水を取っていたんですけど、実は、ここに1つの大きなポイントがありまして、同じような

小規模のものを造って熱を取り出そうというふうにするのは、やれないことではないんですけども、実は、燃焼、燃やすのを最適にするという条件に対して、熱を取るという条件にすると、妥協せんといかんことになります。ここがもの凄く大事なところで、小規模になれば、ダイオキシン等のものについては効率が悪くなるんです。だから、規制が緩和されるんです。

緩和するということは、出るものが出るってことです。だけど、それを運転でよく、最適にするためには、最適な状態に運転できる条件にせにゃいかんです。他のものを付けると、それによって条件がズレちゃうわけです。

だから、最初のダイオキシンを出すという条件からズレてしまうようなことにもなります。

もう一つは、温水を利用するというふうになった時には、温水を利用するためにごみを燃やさないといけないということになります。今はもうリサイクルでごみは少なくなったから、1週間燃やさんで良いかとなったら、いや、それは困ると言われる状況も考えんといかん。

だから、ここも一つの地域振興というのはポイントで。今、私が言いました熱を使うという場合には、国のこの事業の中では、ごみを燃料化するというのがちゃんと書いています。

それを使えば、燃料化すれば、その燃料をどこでも使えるんです。このごみ処理施設だけで使うわけじゃなくて、他のボイラーという形でもっと機能的に必要なところで使う。

あるいは、災害時にその熱を使って温水であったり、そういったものを造るということも考えることもできるなということです。だから、この地域振興案というのは、ここでは一応案として、こういうのもありますよという形で上げさせて頂いています。だから、これは少し時間的余裕を確保した段階で、もっと地域の皆さんと話していく。だから、この地域の皆さんというのは、この施設周辺の皆さんだけではなくて、最大は島民皆ですね、そういうことを含めて、それはいかん、こっちがよかなという、そういうような、みんなで話し合いの場を作って、振興ということは進めていく必要があるだろうと。

ただ、この検討したものとしては、地域振興の考え方です。今申し上げたように、どこか別のところからお金を持ってくるんじゃなくて、ごみ処理のところで浮かした資金、財源を地域振興に使うという、これがまず1つの柱です。ここで、地域振興案というところでは、財源はそのリサイクルなり、そういう資源化のところから出しますよということ。そして、この後は、リサイクルのところに出てくるエネルギーのことです。エネルギーは、燃やすもんですから、この島の外で燃やすということは考えていません。島で燃やしたそのエネルギーを回収するということを考える、エネルギーリサイクルも考えなさいよというの、国からの要請でもあると。それは、燃えるごみを燃料化して行いますということで、地域を振興案の中に含めたいということです。

マテリアルリサイクルは、もう皆さん一番御存じのことなので、それはきちっとみんなでやっていきましょう。だから、先ほどから出ているリサイクル率をどうしますかというその議論のなかで、やっぱりリサイクルしたらこういうふうに変わりますよという、そういう様子をですね、やっぱり描いていかないとけないと思っています。

だから私の方は、この地域振興というところについては今言ったような流れで考えていきます。

で、ちょっとこの流れに対して、徳禮委員から少しコメントを頂けたらというふうに思います。

#### ○検討委員(徳禮 勝矢 君)

私の話は、大崎町を前提とした話になるわけですが、ここの連合のなかでは、当然島から出たものを、ごみをどのように処理するかと。それは広域連合ですので、処理方法だけ検討して決定をしなければならぬんですが、大崎町は、以前も話をしましたが、旧3町、志布志、有明、大崎の3町で、現在は志布志市と大崎町での広域を持っています。広域のなかで、広域が方針を示すということではなかったです。あくまでも各町長が決定事項を持っていますから、決定に基づいて連合がそれを執行するという形になっておりますから、あくまでも行政の役割、それは市町村の役割だということでもあります。

私たちが地域振興を進めるなかで、どういうことを進めたかといいますと、施設計画のなかで5年とか、7年とかの話が出ていますが、我々の広域連合のなかでは焼却炉を持っていませんから、全て、全量埋め立てでした。その時点であと5年、平成12年に調べた時にあと5年で埋まると。

もう早く4年で満杯という計算が出ています。それも専門家において検証して、その部分が広域連合から各市町村に、3町に投げかけて、さあ、どうしましょうと。どうしましょうと言われてもどうしましょうという話ですね。だから、新設にしても改修にしても、創設にしても、住民の同意というのが大事なんです。それは、私たちが経験しましたが、どうしても創設であるというのを、新たな許可が必要でやっていきますので、そこはどのような形で地域振興をやりますよという形で示さなければならぬということでもあります。埋立処分場の延命化を描いていくことが地域振興という策を示しました。

それは、ここでも話がありましたが、契約のなかで使用期間は15年です。当然我々のところも地元住民に対しての契約が入っていて15年というのが入りました。当時、15年というのが、ほとんど均一されていたんですね。そして、その時点で埋立処分場の延命化については、将来においては、ここ3年のうちには全量をリサイクルしますということで話をして、同意を得ました。

同意をもらっているけど、その条件がつかしました。どういう条件かという、通行料を払えと。

迷惑料を払えと。もう仕方がないということで、当時の有明の町長からの話によっては、政治的に解決をして至ったわけですが、地域振興策で私たちが住民説明会で使ったのは、外でも議会の説明もあります、新たな焼却炉、新たな埋立処分場はもう造りませんと。それが一番です。

それは減量化しますよと。減量化しますが、リサイクルが優先しますと。で、リサイクルについても何を優先するかというと、生ごみを優先しましょうと。生ごみを取り除けば、後はもう簡単に進むということで、代替施設を造りましょうということで、3年間で代替施設を造りました。

埋立処分場にしても当然5年以上かかりますから、焼却炉にしても当時は5年かかりましたので、3年のうちに全てを整備しましょうということで了解致しましたが、実際のセンターは計画から2年で完成しました。生ごみの堆肥化施設は1年で完成しました。

当然分別も先に始めました。施設はできていないけど分別を先にしました。練習です。

分別をするけど、埋立処分場に行きます。今の段階でも紙おむつをやっています。

紙おむつのリサイクル施設も今建設中ですが、建設してから説明会しちゃだめですよ。

もう今は説明会をして、もう動き出しています。分別して、説明会のなかで異物が入っていても良いですよ。我々はそこでデータを取ります。1日どれくらい出て、1世帯あたりどれくらい出て、どの地域が子育て世代が多いのか。そうした場合に回収を週3回した方が良いのか。

少ないところは週1回にしましょうと、そういうデータを今後含めてやりましょうということで、住民が思っていることを、要望することを全て聞き入れましょうということで、全て取り入れました。

紙おむつについては、週3回収しています。それはリサイクルしていません。埋め立てています。ただデータ収集をやります。そのなかで、大崎町は、志布志市もそうなんです、外から聞こえるのは、志布志、大崎は大変だね。分別があるから大変だね。住みたくないねという話がよく言われます。ただ、大崎で28品目とか、48品目だという分別の話が出ますが、実際に大崎町を見てもらったらわかるんですが、家で28品目分ける人は誰もいない。生ごみは分けてください。

あと何が分けられますか、住民に聞くと、ペットボトルは分けることは可能だよ、空き缶は可能だよ、瓶可能だよ。じゃ、家では5品目を分けましょう。それ以外はチャンプルでいいよねと、チャンプルで回収しています。そして、住民が処理してできるものからやろうと。できるものからやるちゅう話です。リサイクルを、みんな難しく考えるのは、できないことをやろうとするから難しいんですね。

ですから、できるものをやればいいと。あと、分別については、誰がやるかと。自分でやるか。

もしくは地域住民を含めて共同でやるかということです。私たちは地域振興策のなかで、こども自治会はありますから、自治会の共同で分別をすることについては、地域振興策としてがんばる応援基金という形で、売却益を還元しています。それで地域の活動に使いなさいよということです。

それと、焼却炉と埋立処分場に行くコストがないですから、ランニングコストが大分減りました。

大崎町だけで年間のリサイクル料金を含めて1億弱です。1億のなかと、昔の埋め立てを含めた経費とすれば、金が浮くんです。その部分を何に使うかといった時に、住民サービスをしましょうということで、高齢化が進んでいきます。高齢化が進んでいくなか、それと粗大ごみを含めて、それと不法投棄です。その分も、行政が全て面倒をみましょうということで何をやったかという、ごみ出し困難者については福祉とセットで、介護認定を持っているところについては、無料で戸別回収しています。それと、粗大ごみについても全て無料で回収します、ということで、いかに皆さんに負担をかけている分で浮いたお金については、全て住民に還元しましょうということで、戸別回収が充実しています。今は、生ごみについても全て全量販売です。それは地域振興策というので、最初は無料で配りました。無料で配って農業と環境と福祉とセットにして福祉サービス、福祉給食で使う食材については、全て生ごみ堆肥を使いなさいという、もう全てセット、セットです。

で、全てリサイクルするようにしました。それを今言われている地域循環型という形になりました。

ですから、地域振興策は、浮いたお金は全て住民に返すということです。ランニングコストを含めて、インシヤルコストを含めて、それよりは住民には負担をかけているけど、やれないことについて

は全て行政がやる。それでも大崎町は前よりは財政的には良いよねということです。

一番のメリットは何かというと、リサイクル日本一のブランドです。それによって、令和元年度ふるさと納税が28億ぐらいですか。それで、送ってくるのは、ほとんどリサイクル日本一となりました。

その関係です。そしたら、それが全国に展開されて協力という形で来ます。それから、あえて産品を求めるとかということじゃなくて、がんばるところには応援しましょうという雰囲気によって変わってきますから、ですから、集落においても、どういうメリットがあるかということ全てに開示すべきかどうかです。デメリットだけでなく、メリットを含めて、こういうことによって、こういうことがあるよと。

で、価値を下げるのは、埋立処分場もそうですけど、全量焼却できるという価値が、税収分がどうしても、連合でもそうだと思いますが、入ってきたものは全て燃えるわけじゃないから、焼却炉に入ってきてから分別するのは不可能なんです。だから、その前に1次処理さえあれば、そのまま焼却ピットに入れられる。ですから、そういう系統を変えていくと、私たちは、ここが一番違います。

補助金を頼っていません。補助金は、3分の1補助があります。3分の2が起債なので、借金はできますが、全体的に見て、民間の資金を使う、民間の提案をすれば2分の1で可能です。

それで補助事業は、こういう施設になりますが、私たちの施設は壁がありません。

目的は焼却炉もしましよと。建物も欲しいとかですね。リサイクルセンターを見てもらったと、有機工場を見て、堆肥センターを見てもらったけど、簡易です。全て簡易です。金をかけていません。

それ金をかけないということはどういうことか。ランニングコストが要らないです、維持費が要らない。施設整備のなかで、壁がないということは修繕が必要ない。常に維持管理費を落とすために何をやっているかということです。それで還元するというのに切り替えるか、切り替えないかだけなんです。それは連合じゃないですね。ここのスタッフじゃないと、行政だとか、行政はいかに住民のメリットを示すことができるかどうかであれば、住民も理解することです。

#### ○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございました。今、地域振興の考え方の分ですね。やっぱり、自分たち頭が固くなっている。もう、これじゃないとかんというふうにすごく思いがちなんですけど、やっぱり色々な事例を見聞きしながら考えていくことが、大事かなというふうに思っています。

確認なんですけど、ここの色々な施設を造っていかれたのは、財源としては補助事業を活用していないということですね。ここはもの凄くポイントなんです。

だから、リサイクルの部分であれば、大崎をモデルとする限り、補助金は使わないでいける事例が大崎だということです。つまり、それは余り大きな金はかかっていないということです。

#### ○検討委員(徳禮 勝矢 君)

そうですね。施設の良いものを造ると維持費が結構かかります。

○検討委員長(小原 幸三 君)

施設が良すぎると。

○検討委員(徳禮 勝矢 君)

現に、密閉空間はたくさん造る。うちの施設は、リサイクルセンターの壁はないんです。体育館のなかに、機械だけはある。機械は、どここのリサイクルの時に機械を使う、高いものを。それは良いものではないと故障します。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今のリサイクルのお話で、分別が家庭の部分と、それから現場、収集のところでは、その分別するために必要な経費というのは、どれぐらいになるんですか。

○検討委員(徳禮 勝矢 君)

これは、町長さん方がいらっしゃるんですけど、雇用の創出をメインにするのか、焼却炉というのは雇用の創出はメインにしていない。リサイクルセンターで雇用にメインにしている。

ですから、家庭で分けてもらうのが雇用も出ないですね。だけど、それはランニングコストは安くつきます。だけど、雇用に数字にするとすれば、分けなくてもいいですよと、リサイクルセンターで行いますから。そこには雇用があります。うちはシルバー人材センターに雇用をするために、あえて分けられないものから45から50品目に分けています。だから、埋めない、燃やさないですから、粗大ごみもそうです。金属は金属類。それでも全部取れるものは取ろうと。それはもうこういうところでやる。それは雇用。雇用の創出というのはリサイクルですから。最終的に埋め立てをする。

だけど、うちはリサイクルセンターに入ってきたものは99.9%、全て資源化しますから、細かく分けています。分けて欲しい。

ということは雇用に促進する。考え方を考えるだけです。そういう目的なのか。目的が埋めるものを減らすのか、それによって雇用創出するのか、そういったものの計画は違うです。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今のお話で、焼却炉を所有する、持つということと、雇用という、これはちょっと頭の中になかったですね。だから、確かに雇用というのは、出るだろうということは理解しているけれども、その焼却炉を持つのが目的なのか、それともごみを処理して雇を生むのが、そっちを住民の説明あるいはそこに持って行くのかということです。それは住民への説明というのは、いや、焼却炉を持ちたいんですよ。あとはいらんていうふうに言われるかもしれませんね。とにかく全部処理を、もうそういう処理に対して、雇用という部分は全然プラスマイナスの大きな違いがありますね。

ありがとうございました。今、この地域振興の部分については、この2つの大きな考え方といいま

すか、そういうものがあるわけですけど、今出てきた、こういうところを踏まえた上で、まとめのなかに入れていく。入れてある内容は大体そういうものということです。

だから、雇用というのは、区長さんからも出てくる話でもあるし、それを実現するようなプランニングというか、それがこの地域振興という言葉の中に入っているということです。そういうふうに御理解頂ければと思います。

○副連合長(大久保 明 君)

先ほど、農業と福祉という話がありました。農業はわかるんですけど、福祉の場合というのは、雇用というのは、色んな方々、例えば軽度の障害のある方々とか、そういう意味での福祉ですか。

○検討委員(徳禮 勝矢 君)

それも入っています。今うちは障害施設なんかもありますけど。事業系は、会社なんかは特にお金を払って処理をしている考えになりますから、収集運搬業者さんたちが新たに代わって分別してあげますよちいうことなんです。リサイクル料。だから、施設を造って、事業所はチャンプルで運ぶ。チャンプルで運ぶけど、そこで作業員が分ける。ここに雇用を生むんだけど、何が変わっているかちいうと、埋立処分場のお金は取るけれども、リサイクルの処理料はゼロ円です。

それから、事業所はお金をかからないようにシステムをかけているんです。リサイクルをすれば金を取らないよと。埋め立てをすれば金をあげます。だから、そういうシステムに作り変えたんです。

だから、収集運搬業者というのは、事業者がリサイクルするように変わったいった。

今までがごみ収集者だったのが、建設業者でもリサイクルに変わったきた。そういうふうに雇用を増やして、そういうふうにパイを広げていくのがリサイクルです。だから、昔みたいにごみを拾うとかちいうんじゃないくて業です。

○副連合長(大久保 明 君)

雇用した場合の雇用状況は、それはリサイクル日本一ブランドというのは、これもあつとです。

でも、ふるさと納税は、どういうふうに還元していますか。

○検討委員(徳禮 勝矢 君)

地域ブランドとしてもう認知されて。町長が行った時、ああ、大崎町、日本一のリサイクルの町、それでもうセッティングされています。今の環境省と大崎町は、もう直で来ます。

環境省から事業が来る。で、環境省は、こういう事業をしませんかと言ったら、100%事業ではできません。色んな事業が来ます。今我々がやっている今の環境省の模擬セットでやっている分は、これは全額環境省の持ちでやっている、モデル事業で。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございました。では、地域振興の部分はこれでお認め頂いたということにさせていただきますと思います。

それで、最後に、実はこのリサイクルの部分に関する数字に関するところだけを御承認を頂きたいと思います。42ページをご覧ください。ごみ処理の日数に必要な設備整備事項というところがございます。6章です。で、これがここで書いた意味というのは、現時点でこの計画を進めていく第1段階のモデルとして数値化してきたということです。それで、この数値で、第1段階にしてはよからうということを御判断頂きたいというふうに思います。事務局でちょっと数字的なところを少し御説明頂ければと思います。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

42ページに書いてあります、ごみの減量化及び再資源化の目標ということで、この数値設定が必要であるということで、これが全ての施設整備のベースになりますので書いております。

まず、ごみの減量化におきましては、3町の一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみ処理施設の建設までに、ごみ処理量を現状の約6,000トン、年当たり6,000トンに対して、10%削減を目標とするということで示しております。

そして、2つ目の丸で、紙類の再資源化とあります。これについても、新たに紙製容器包装の分別収集を行い、新たなごみ処理施設の建設までに、該当する容器包装の廃棄物の再資源化を推進するというように書いております。

プラスチック類の再資源化におきましても同様に、再資源化に向けた取り組みを致しますが、現状、再資源化に向けて現在うちがしているのは、今、瓶です。瓶を茶色の瓶と透明の瓶と、あとその他ということで、焼酎の瓶が色々ありますけど、そういったものを容器包装リサイクル協会というところに、指定する工場があるんですけども、そちらに出して、リサイクルを委託しているという形で現状はしておりますが、それは、でもはっきり言って量的には、パーセンテージを反映するためには微々たるものであって、それ以外に何が必要かということを考えていますけども、次の43ページをお願いします。

生ごみの再資源化とあります。この検討委員会が始まって、かねがね言われていたそのダイオキシンの素になるであろうということでもありますけど、この生ごみの堆肥化に向けて取り組んでいかなければならないということを書いております。

その中で、図表6、1の1というところに目標案をグラフで示しております。現状、クリーンセンターで運び込まれているごみの中での内容を踏まえて、こういったものがリサイクルできるのではないかと踏まえて、ちょっと現場の総括主任の間から御説明させていただきます。

○総括主任(間 藤剛 君)

それでは、現在のクリーンセンターに持ち込まれているごみの状況なんですけれども、この現状というグラフの6,000トンでありますけれども、これは可燃物の総量であります。

クリーンセンター全体に運ばれてくるごみの量ではなくて、可燃ごみとして分別収集されたものの量です。前に戻りますけど、18ページをお開きください。

18ページにある丸い円グラフがあるんですけれども、これがこの燃えるごみを年2回ほどごみの組成を分析した結果の平均値であります。もう約60%が紙・布類、そして次に多いのが合成樹脂ということで、これがビニールとかプラスチック類になります。次が厨芥類で、生ごみ、これが約10%、そして次に不燃物、木・竹類となっております。で、また43ページへお戻りください。

今後は、この可燃ごみの減量をどうしていくかということで、生ごみについては、先ほどから言われております、生ごみを堆肥化に持っていくということで、そしてプラスチック類に関しましては、容器包装リサイクル協会を使って、食べ物の入っている袋であったりとか、主に物を包装しているビニール類、プラスチック類を容器包装リサイクル協会に出荷できるのではないかと考えております。

次に、紙・布類ですけども、特に紙についても、物を包装している紙、段ボールであったり、他の紙もあるんですけれども、そういうものに関しても容器包装リサイクル協会を通じて出荷すれば、ごみの減量化というか、焼却に燃やす量を減らすことが可能ではないかと考えております。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

今のごみの減量化に関するお話がありましたけれども、これについて、地域計画にも多分反映していかないといけないと思うんですけれども、それだけを、最後、三水コンサルタントさん、ちょっと御説明頂いてよろしいですか。

○株式会社三水コンサルタント(井上 靖喜 君)

44ページになりますが、今回提案として出してありますその目標値が図表の6の1の2という形になりますが、地域計画につきましても、国がそのごみの減量化とリサイクル率については、国としての方針を出しております。

各県で、それに基づいて改めて県内での方針を出されているのが、その下に書いてあります参考で、鹿児島県が指定するという形で実はもう出ております。

こういう形で目標を示しておりますので、その地域計画、いわゆる循環型社会形成という中で、その地域ではどういふふうなごみの減量化、リサイクルに取り組んでいった上で施設を整備するんですか、というふうな形での計画を提出という形になるかと思っておりますので、そういった意味では、こちらに書いてありますような、ごみの減量化と再生利用率、いわゆるリサイクル率をどういふふうに考えてやっていくかというのをお示しなきゃいけないということになるかと思っております。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

そういったことで、令和2年度以降、地域計画を策定するなかで、今回取りまとめを頂いた基本構想をベースにして、計画に反映していきたいと思っております。以上です。

○検討委員長(小原 幸三 君)

今のこのお話が、国に対して色んな文書を上げていくというものの根拠なるエビデンスと言われているものになっていくわけです。いわゆる計画のなかに、何ページのどこにどんな数値として書いてあるかということになります。だから、今、御説明にあったように、国・県それぞれが目標値を持っていますから、国はその目標値に近づけなさいという指導をするわけです。

だから、これは現状でその国・県の目標のレベルで提案してあります。この数値で行くということ、この検討委員会として、とりあえずお認め頂ければ、次の計画にこれを反映していきますということでございます。こういう形でもよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございます。では、この数値で……

○検討委員(樺田 和也 君)

ちょっとその前に、これ6の1の2の備考、これは平成29年実績と対比となっているんですが、これ何かおかしくないですか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

29年度……

○検討委員(樺田 和也 君)

実績があって、括弧して対比になっているじゃないですか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

それに対して何%ですね。要は、29年度の実績値に対して、目標年度で何%改善しますかという表現ですね。

○検討委員(樺田 和也 君)

で、29年度の実績に対して、29年度対比になるんですか。何かちょっとおかしいような気がす

るんですが。昨年対比とかいうことになるのと表現がわかるんだけど、同年対比じゃないですか、これ。

○検討委員長(小原 幸三 君)

計画目標年度の目標値と29年度の実績値ですよ。この2つの比が、委員がおっしゃるのは、この備考のところのここのお話ですね。

○検討委員(樺田 和也 君)

括弧が何か余計。これ必要なんですか、どういう意味なんですかということですが。

○検討委員長(小原 幸三 君)

要は、29年度に対して、対比ですよ。29年度に比較しましたというふうに書いてあると思うんです。

○検討委員(樺田 和也 君)

なら、同年度対比ということですか。

○検討委員長(小原 幸三 君)

いやいや、29年度と……

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

同年度対比という意味をちょっと理解できないんですけども。直近の実績値で、この資料を作成したなかでの実績値で作った時点で、29年度の実績値を採用したなかで、地域計画というのは先ほど言われたように5年計画なので、5年後の目標設定値として、とりあえず、このごみの排出量を減らします。例えば、備考欄は、29年度は7,198トンあったものに対して、10%減らしますよということのマイナス10%。で、再生利用率については、リサイクル率にも反映されるものだと思いますが、それだけを増やしますよということの備考欄に書いている数字……

○検討委員(樺田 和也 君)

ということは、でかくなるのを、30年度対比、何でここはそんなに数字を減らすということですか。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

いや、だから、最終的に5年後の……

○検討委員長(小原 幸三 君)

目標年度が5年後だ。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

結局、5年後。それまでに減らしていくということです。

○検討委員(樺田 和也 君)

それだったら、そういうコメントを出しておいてください。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

だから、計画目標年度目標値というものの定義がどうなるか。それは毎年のあれではなくて、最終的に、5年後にこういうふうに減らしますよということで、今樺田委員が言われているように、誤解のないような形の記載の仕方をしていきます。

○検討委員長(小原 幸三 君)

実際に言う時には、わかりやすくということですね。ありがとうございました。

○検討委員(徳禮 勝也 君)

計画に対してうんぬんじゃないですよ。データの取り方なんですけど、どこから持ってきたかと、焼却炉で目でみたらわかりますよという話なのか、それとも、生ごみだったら分別を職員で1週間やって、1日当たり比べて、それを人口に掛けた場合に幾らとか、何が言いたいかという、生ごみは水なんです。水なんだけど、水なんだけど率が低いんですね。このデータはどこから来たのか。

私たちから見れば、生ごみと草木類、5割は紙。他のデータを見ても、分別をやっていないところも分別しますから、やっていないところも家庭からどれぐらい出ているちいうのをデータを取るんですよ。職員にさせるんですか。それで取った時に、試験的にとめる。大崎の近くの鹿屋市もやっている。少しずつ今広げている。それは、素が必要なんです。誰がデータを取るかという時に、連合でここでやりましたじゃなくて、各町で、徳之島町は食品でしたら1週間でこれぐらい出て、1日当たりこれぐらいという、それがデータです。だから、それをしないとリサイクル率が、ひょっとすればまだ上がるかもしれない。極端に言えば、今年堆肥センターを造れば、来年は50%いく可能性はあるでしょ。ただ量が、ここに来たやつは紙と混ざっているとか、もう水分を吸っているという見た目なんです。そこは気をつけた方が良く、データ上ではね。補助金を使うのかと。補助金を使ってリサイクル化する必要はない。

○検討委員(樺田 和也 君)

そこがポイントですね。いや、何が言いたいかといたら、結局、大元の数値がきっちりしたデータというのはないなかで、こんな数字の遊びになってしまいますよ。根本的なデータをきっちり取っていないでしょう。そこが問題なんですよ。

○検討委員(徳禮 勝也 君)

それはもう連合じゃない、行政じゃないんですか。

○検討委員(樺田 和也 君)

だから、それをするんだったら各3町できっちりしたデータを取るべきなんですよ。

ここで物事決めたって、多分もとの木阿弥ですわ。

○検討委員長(小原 幸三 君)

このデータという、実際事実で、研究とかそういうところなんかでは、データは事実だというふうに言いますけれども、その何をどのように計っていくかち言うのは、認識する必要があるだろうとことです。だから今、ごみの組成というところでは、だれが計るか。そして、今後住民合意というこういう形にリサイクルを持ち込んでいく時に、やっぱり行政がきちっとこの経過を把握する意味では、連合は1カ所ですから、ここではなくて、各町がその基礎データを蓄えていくということが必要だという御意見だと思います。だから……

○検討委員(徳禮 勝矢 君)

私たちはスタートした時には、モデル集落を、自治会でも良いですね。そこにモデル集落に対してお金を払う。データ収集をお願いして。分別してもらう。想定して。

○検討委員長(小原 幸三 君)

その払い方というのは……

○検討委員(徳禮 勝矢 君)

交付金という形で。で、協力。それか、大崎町に来た人たちはやってくれんちゃ、もう行政職員にさせるんですね。100人で1週間、データを取って、家で何キロあるかと。

それをその町のデータ収集。要するに根拠です。全国のデータを取るもんですから、その地域のデータ。生ごみは水分を飛ばすのは草木なんです。乾燥するんじゃなくて草木と混ぜるんです。

草木を破碎し、生ごみも破碎すると、ほとんど水、水分調整が必要だから、それで屋久島も言ったけど、生ごみは農業関係もそうですけど、サトウキビの搾りかすも、生ごみを混ぜてブランドにす

ることもあるし、生ごみと牛ふん堆肥とブランドする。どのお金を使うかに、環境に特化していないと。有利なやつを使うかと。堆肥センターはほとんど農業だから、農業を使うことが一番。

バイオも農業がやるんです。データがあれば。環境、ごみという意識だけで、ごみから資源に頭を切り替えるということです。切り替えると、農業も牛も全部引き出しがどんどんできてくる。

○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございます。必要な今のこの資料に対して、実際にやっていく時に、行政のなかで、その素データになる、そのデータをきちっと取っていきましょうということは、ちょっと事務局でまた付加して頂くということでもよろしいでしょうか。そういう形でデータに基づいた計画を、きちっと立てていくという、そういうスタイルにさせて頂きたいと思います。そういうことを踏まえて、今のこの6章を御承認頂けるでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○検討委員長(小原 幸三 君)

ありがとうございます。では、御承認頂いたということです。これで、今日の協議は終わります。じゃ、一旦事務局にお返しします。

○指導主幹(佐平 勝秀 君)

ありがとうございます。全ての協議が終わりました。今後の予定なんですけども、この報告の取りまとめを小原委員長として最終確認をしたなかで、小原委員長から連合長に答申をして頂く形になります。そして、当初、報告会等をちょっと予定していたんですけども、御承知のとおり新型コロナ関係で、町民の大勢を集めてちょっと説明会と報告類は今できない状況になっていますので、後日また会議版等を作成して、また住民の皆様にお示ししていきたいと思っております。

それでは、最終的にこの検討委員会を閉じるということで、委員長から宣言をして頂きたいと思っています。

○検討委員長(小原 幸三 君)

どうも皆様御苦労さまでした。やっと、この付託された内容に対して一定の回答が出せたというふうに思っております。同時に、これからの徳之島全体のごみ処理に関わらず、多くの部分に影響を与えていくものであるんじゃないかなというふうに感じております。

私の委員長としての務めも、不十分なところもあったかと思えます。それは、この場を借りて反省材料であり、御容赦願いたいと思えます。

それでは、本当に今日は晴れてて天気も良い日になりましたけれども、これからのごみ処理の、

まさにごみ処理の明日ということだったんですけれども、そういう形に向けて、この検討委員会を閉じさせて頂きたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。(拍手)

○事務局長(保久 幸仁 君)

小原委員長、どうもありがとうございました。それでは、この第6回検討委員会、最後の閉会の挨拶を、松山検討委員会副委員長、よろしくお願い致します。

○検討副委員長(松山 善太郎 君)

皆様、本当に御苦労さまでありました。不完全燃焼みたいな形にはなりましたが、場所を決めるとか、金額を決めるというのは、やはり難しいものがございまして、最終的には連合長、副連合長あるいは連合の議会、あるいは各種の議会に諮って進んでいくものだと思っております。

この検討委員会の結果が生かされるように期待しまして、終わりたいと思います。

本当に御苦労さまでございました。(拍手)

○事務局長(保久 幸仁 君)

事務連絡を致します。検討委員の方で、執筆を以前こちらから文書で案内をしておりましたが、執筆の原稿提出をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上でもちまして、第6回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会を終了致します。どうもお疲れさまでした。

<閉会 午後4時30分>

令和2年3月8日

議事録署名 徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会

委員長 小原 幸三

事務局長 保久 幸仁